

平成27年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月9日(火)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○副町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町政に対する一般質問	9
1番 小杉修一 議員	9
10番 林豊 議員	16
○行政報告	23
4番 若林光雄 議員	23
3番 常山知子 議員	29
7番 新井康夫 議員	36
12番 内海勝男 議員	45
○町長提出議案の報告及び一括上程	51
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第23号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更 について	
○日程の追加	66
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	66
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等の一部を改正する 条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	71
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例)	
○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	72
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度皆野町一般会計補正 予算(第8号))	
○陳情の審査	73

○陳情第2号の上程、報告	7 4
・陳情第2号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を政府に求める意見書（案）」の趣 旨の意見書提出を求める陳情について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	7 4
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	7 4
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	7 4
○議決事件の字句及び数字等の整理	7 5
○発言の訂正	7 5
○閉会について	7 5
○閉 会	7 6

○ 招 集 告 示

皆野町告示第51号

平成27年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月5日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成27年6月9日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成27年第2回皆野町議会定例会 第1日

平成27年6月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、副町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、町政に対する一般質問

1 番 小 杉 修 一 議員

1 0 番 林 豊 議員

4 番 若 林 光 雄 議員

3 番 常 山 知 子 議員

7 番 新 井 康 夫 議員

1 2 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度皆野町一般会計補正予算（第8号））の説明、質疑、討論、採決

1、陳情の審査

1、陳情第2号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を政府に求める意見書（案）」の趣旨の意見書提出を求める陳情についての上程、報告

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時02分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副町長	土屋良彦	会計課長 兼 計者	玉谷泰典
教育長	山口喜一郎	総務課長	川田稔久
町民生活課長	浅見幸弘	健康福祉課長	浅見広行
参事兼 税務課長	豊田昭夫	産業観光課長	村田晴保
参事兼 建設課長	長島弘	教育次長	高橋修

事務局職員出席者

事務局長	米沢満夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時02分)

- 議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成27年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（四方田 実議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。
なお、本日、町長から健康上の都合により本定例会の欠席届が提出されておりますので、ご了承願います。



◎副町長挨拶

- 議長（四方田 実議員） 次に、本定例会の開会に当たり、副町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

- 副町長（土屋良彦） 皆さん、おはようございます。挨拶の前に、議員の皆様申し上げます。
石木戸町長におきましては、先ほど議長からお話をいただきましたように、入院加療のため、本定例会に出席することができなくなりました。議長を初め議員の皆様にご心からおわび申し上げます。また、町長からも、くれぐれもよろしくお願いいたしますのことでございます。このため、私が代行することになりましたので、よろしくお願い申し上げます。
それでは、開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。
大変暑く、雨の少ない日が続きましたが、きのうから梅雨入りとなり、アジサイやドクダミの花が美しく映えるしっとりとした陽気となりました。
本日は、平成27年第2回皆野町議会定例会に議員全員のご出席を賜り、開会いたしますことに、厚く御礼申し上げます。議員各位には、町勢進展のため、地域づくり、町づくりに熱心に取り組んでいただきますことに対し、敬意と感謝の意を表します。
秩父高原牧場におけるポピーまつりは、大変な人気をいただき、昨年比約2万人増の4万9,538人、約5万人という多くの入園者でにぎわい、終了いたしました。これは、晴天が続いたこと、ポピーの植栽を大幅に広げたこと、民放テレビの放映、新聞報道などとともに、特にスタッフの皆様のご熱意によるものであります。すっかり皆野の天空のポピーが定着した感があります。このため、道の駅「みなの」においても大変多くの観光客が訪れました。完成したトイレも順調に稼働し、農産物直売所においても昨年を上回る客数、売上額となりました。
4月23日には、第1回秩父音頭まつり特別委員会が開催され、8月14日の第47回秩父音頭まつり開催に向けて始動いたしました。議員各位を初めとする多くの皆様のご協力をいただき、にぎやかな秩父音頭ま

つりに向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会におきまして審議賜る町長提出議案は5議案でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○議長（四方田 実議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田 実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 宮 前 司 議員

3番 常 山 知 子 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（四方田 実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（四方田 実議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

3月26日、秩父市吉田総合支所で開催の秩父地域議長会第4回定例会に副議長と出席しました。

月が変わりまして4月6日、さいたま市で開催された埼玉県町村議会議長会役員会に、4月18日、小鹿野町で開催された小鹿野町春まつり観光懇談会に出席しました。

月が変わりまして5月17日、東秩父村で開催された和紙の里文化フェスティバル観光懇談会に、5月

19日、吉田総合支所で開催された秩父地域議長の監査会に出席しました。

22日、吉田総合支所で開催された秩父地域議会定期総会に副議長と出席しました。

25日、さいたま市で開催された埼玉県町村議会議長会理事会に出席しました。

26日、東京中野サンプラザホールで開催された全国町村議会議長会正副議長合同研修会に副議長に出席をいただきました。

月が変わりまして6月1日、秩父市で開催された3議員連盟役員会に副議長と出席しました。同じく6月1日、さいたま市で開催された埼玉県町村議会議長会臨時総会に出席しました。

以上です。

次に、皆野・長瀬上下水道組協議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。皆野・長瀬上下水道組協議会から報告いたします。

去る5月21日、第1回臨時議会が1日の会期で開会されました。このたび、4月26日に長瀬町の議会選挙があり、長瀬町選出の4名の議員の改選がありました。新たに染野光谷議員、野口健二議員、野原隆男議員、田村勉議員が選出されました。

議題としては、初めに副議長の選挙、続いて常任委員会委員の選任が行われ、副議長には野口健二議員が選出されました。

議案は、平成27年度皆野・長瀬上下水道組水道事業会計補正予算（第1号）についてが審議され、可決されました。この補正の主なものとしては、平成28年4月1日からの水道事業広域統合による水道料金調定システムの新規構築に伴うデータ入力及び交換に係る費用が計上されました。これは、去る3月30日、1市4町の首長による秩父地域水道事業の統合にかかわる覚書書の締結が行われたことによる予算計上であります。また、監査委員の選任が行われて、野原隆男議員が選出されました。

以上で閉会し、引き続き議会全員協議会が開かれました。その内容は、水道事業広域化後の組合名称等についてでありました。これは、来年4月に皆野・長瀬上下水道組から水道事業が抜けることに伴い、その名称及び事務所の所在地をいかにしようかというものでしたが、慎重な協議の結果、名称は「皆野・長瀬下水道組」、事務所の所在地は現在の下水道課のところである長瀬町大字中野上234番地の1に満場一致で決定いたしました。管理者である石木戸町長からも、大変わかりやすく結構だというご意見をいただいた次第であります。

以上で、皆野・長瀬上下水道組協議会からの報告を終わります。

○議長（四方田 実議員） 続いて、秩父広域市町村圏組協議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 秩父広域市町村圏組協議会報告をいたします。

組合会議の全員協議会並びに理事会の報告となります。

まず、議会全員協議会が5月14日に開催されました。秩父市選出の松澤議長が欠席のため、副議長の私が議長役を務めました。主な議題は、議会臨時会を前にして議会人事の事前協議であります。これは、2年ごとの改選期を迎え、議長、副議長を初め、各委員会の所属人事をスムーズに決める協議でありました。

次に、5月20日に開催された議会臨時会並びに全員協議会について報告いたします。

初めに、臨時会の報告であります。主な議題は、議会人事と管理者提出議案の審議2件でありました。議会人事については、十分事前協議を行っているためスムーズなうちに議長、副議長、各常任委員構成も決まり、議長に小鹿野町選出の小菅高信議員、副議長に秩父市選出の高野宏議員が選任されました。今後の2年間、小菅議長を中心に議会活動が推進されることとなります。なお、各委員会人事については、議会事務局で閲覧していただきたいと思っております。

管理者提出議案の2件について報告いたします。1件は、平成26年度一般会計補正予算の専決処分についてであります。分担金、国庫支出金、県支出金の決定により、歳入歳出にそれぞれ、少額となりましたが、24万3,000円の増額補正をするもので、承認可決されました。

もう一件は、監査委員の選出についてであります。小菅高信監査委員にかわり、秩父市の荒船功議員が選任されました。

報告の最後は、全員協議会の報告です。2件の議題は、組合の共同処理する事務変更及び組合格約の変更について、新火葬場建設工事の進捗状況についてであります。

組合の共同処理する事務の変更、組合格約の変更については、現在の4水道事業を統合し、平成28年4月1日をもって秩父広域市町村圏組合の1事務とする規約改正ということになります。規約改正は、1市4町の議会の承認が必要なことから、今定例会の町長提出議案にあるようです。重複しないため、詳細は議案審議のときにご理解をいただければと思います。

新火葬場の建設工事の進捗状況について報告いたします。順調に工事が進む中、市営馬場があったさらに奥方向で、昭和40年代に家庭ごみを埋め立てた場所が発見され、一部土を入れかえる追加工事が必要となったということになります。部分運用は平成28年10月。全面運用は平成29年2月の予定に変更はないということになります。

以上、広域市町村圏組合議会報告といたします。以上です。

○議長（四方田 実議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（四方田 実議員） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 昨日、当地域も梅雨入りしたようですが、この議場は新しくかわられた課長さんたちの熱気も加わり、また大変爽快であります。ぜひ町勢発展のために、さらにご尽力をいただきたいところでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回もからっと明快なご答弁を期しまして、早速質問に入らせていただきます。

質問の第1は、美の山ハイキングの充実に向けてであります。先日、ここにおられる議員の皆さんと美の山を登ったときのみんなの感想でもあります。美の山神社から登った頂上手前に大変よさそうな展望台が設営されていますが、目の前の大きな木々により全く展望がかないません。切り詰めるか、倒すか、早急な対策をお願いいたします。ちなみに、先日テレビで薬丸さんが「なないろハイキング」の番組で、親鼻駅からの「関東ふれあいの道 美の山」をかなりありがたくやってくれていたのも、また美の山ハイキングの人がふえると思われまふ。ぜひ早急をお願いいたします。

次に、質問2項め、今後の道路改良に向けてであります。下田野橋とその前後の改良工事が5年がかりで完成し、大変いい感じであります。前回、新井議員への答弁で、下田野1号線の改良は一区切りし、町内各所の整備に向かう旨お聞きしましたが、その方針にあつて安全を考えると、ぜひまた中期的展望で取り組んでもらいたるところが幾つかあるわけでありまして、その中、特に①、皆野町道4号線の改良と、②、町道国神1号線、国神川の改良にぜひ気合いを入れて取り組んでいただきたいと思ひます。また、③、県との問題ではあるでしょうが、皆野橋の歩道設置を含む改良の早期実現を目指していただきたい。皆野の地元の新井議員といつも心配していることでもあります。これらをどのように捉え、考えられますか。

次に、質問3項め、ガードレールの改修についてであります。焼肉味寿壽さん前の大倉新道入り口のガードレールが改修され、大変車が曲がりにくくなりましたが、何か目的のようなところがあるのですか、お聞かせください。

質問4項めになります。皆野町の名物についてお尋ねいたします。5月16日放送のテレビ東京、秩父往還をどぶろっくの2人が歩く番組で、皆野にもあらわれていましたが、皆野町では下田野のホテルと矢尾の家具が紹介されただけで、ほかのところではいろいろな名物的なお店が出ていたりしたのに大変不満な感じであります。また、ご一行は親鼻の通りを通つたのか、はっきり見た人がいません。これでは当町に名物がないみたいで、私としては一言言ひたい感じですが、いずれにしても、町長は皆野の名物をどのように捉えていますか。それを売り込んでいくことも含めて、ぜひお聞かせください。

以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 1番、小杉議員からの一般質問通告書に基づきましてお答えします。

2番、今後の道路改良に向けてのご質問にお答えします。小杉議員からのお話のように、下田野橋橋りよう整備は、国庫補助を受けまして継続事業として取り組みました。この春、完成しました。親鼻交差点から下田野橋までの整備ができて、大変快適な通行と交通安全の向上が図られました。お尋ねの町道皆野4号線の改良工事につきましては、数年前に改良工事を施行し、大変改善できました。その後、用地関係で中断しているところがございます。今後の具体的な展望展開は現在のところ未定でございます。

また、町道国神1号線の改良工事につきましては、今年度は、金崎天沼地内の急カーブで見通しの悪い大変危険な箇所があります。その危険解消のために、そこを優先的に今年度改良工事のための測量設計を先行して取り組んでまいります。国神地区におきましても、大変カーブが点在し、急傾斜地のところがありますので、その施工方法、避難所等含めました施工方法も含めて、今後改良に向けて取り組んでまいります。なお、この件につきましては、具体的なあれについては建設課長から答弁させます。

次に、皆野町の歩道設置についてお答えします。小杉議員がお話しのように、以前新井康夫議員からも

同様のご質問をいただいたところでございますが、平成19年9月に、秩父市長とともに地元県議、県土整備部長同席のもとに、上田県知事に直接市と町連名の要望書を手渡し、歩道橋設置を要望しました。当時の県の考えは、新皆野橋の開通を待って、大型車を含む車の動向を見きわめながら検討してまいりますということでございました。その後、皆さん周知のとおり、新皆野橋の開通によりまして、大変大型車等車の皆野橋通過は減少したところでございます。なお、県では、皆野橋の欄干に道路照明灯を設置し、また歩道部にグリーンベルトを施工し、歩行者の安全の向上を図っております。

以上が経過でございますが、平成19年の県知事要望につきましては、出先の所長への要望でなく県のトップへの要望でありますので、再要望については行っておりません。今後は、県の動向等見きわめながら、必要に応じまして秩父市とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、4番の皆野町の名物についてお答えします。大変小杉議員らしい、重要で、またいいところ突いているなというような感じがするご質問でございます。皆野町の名物をどのように捉えているかということでございますが、さて、何が皆野町の名物かと考えますと、ちょっと一考させられるような感じがいたします。最近の食べ物におきまして、名物としますと、この周辺では秩父市のみそポテト、あるいは小鹿野のわらじカツ、長瀬はそばというのですか、そばの町長瀬。また、皆野町の名物をあえて挙げれば、みそとか、シイタケとか、ウナギがうまい町とか、そういうようなことが挙げられるのかなと思います。昔からこの秩父谷につきましては、水田が少ないというようなことのためか、麦などの畑の作物中心とした食べ物、おっきりこみ、たらし焼き、あるいはけんちゃん汁、冷やし汁、小豆ぼうとう、ねじ、野ごんぼ餅、柏餅、もろこしまんじゅうなどが日常的に食べられていました。このようなものを題材に、名物に育てられないかどうか、検討する価値はあるものと思います。また、今の時代に合ったネーミングと商品、そういう開発もできれば大変よいことであるし、現代の特に若い者に受けるような名物ができればいいなと思います。例えば、秩父音頭に関するもの、天空のポピーに関するもの、札所や美の山に関するもの等、例えばですが、高原のポピースイーツとか、あるいはコラショうどん、そば、また美の山カレーとか、何かその名物にちなんだネーミングとそういうもののアレンジですか、そんなことで名物に育て上げればというようなことができればいいと思います。そういうこと、そのようなものを料理飲食店組合や、あるいは商工会等において検討していただければありがたいと思っております。

このような新名物の商品開発への取り組み、あるいは実践する団体や商店主につきましては、町としてもそのようなものについて積極的に支援をしていく考えでございます。

1番の美の山ハイキングの充実については産業観光課長から、3番のガードレールの改修については建設課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 1番、小杉議員より通告がありました質問事項1、美の山ハイキングの充実に向けてのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、美の山神社の上側、榛名神社前の展望台と下側の見晴らし園地についても、木々が大きくなり、眺望は望めない状況にあります。町では、以前同様の要望を行った経緯がございます。今回、支障木除去について確認した結果、公園を管理する埼玉県秩父環境事務所といたしましても、展望支障木の伐採を検討しているとのこととあります。榛名神社前の展望台パノラマデッキ箇所につきましては、支障木は県有林内であるため、伐採を進めるとのこととあります。また、見晴らし園地につきましては、民

有林と思われるので、環境管理事務所支障木を特定した後に、町とともに地権者の調査、伐採への協力依頼を行うとの回答がありました。町といたしましても、多くのハイキング客等に喜んでいただけるよう、維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 1番、小杉議員から通告いただきましたご質問のうち、今後の道路改良に向けて、またガードレールの改修について、この2項目についてお答えいたします。

まず、今後の道路改良に向けての項目でございますが、町道皆野4号線の改良につきましては、平成20年度に起点から終点までの全体計画を立案して、特に道路幅員が狭く危険であった約120メートルの区間について、改良工事を実施しております。未改良区間につきましては、現在区長さんのご協力をいただきながら、地権者の皆様のご理解、ご同意が得られますように用地交渉を継続しております。

また、町道国神1号線、国神側の改良につきましては、県道から国神橋までの区間は道路幅員が狭く、車両の円滑な通行を阻害している現状であります。地形上の条件や建物の立地状態から、その対処に制約があるところでございますが、工事の方法等を研究してまいります。

町道皆野4号線及び町道国神1号線については、双方とも国道140号と県道を結ぶ幹線道路であり、重要な町道であるという認識のもと、改良工事の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

続きまして、ガードレールの改修についての項目でございますが、今年度、障がいのある教職員の皆野中学校への赴任もあり、埼玉県公安委員会が横断歩道の設置の重点箇所位置づけ、本年3月末に設置したものでございます。なお、この横断歩道設置については、平成18年度に皆野町五校会から設置要望がございました。さらに、平成23年度に実施した通学路安全総点検におきまして、皆野小学校からも同様の要望があり、埼玉県に報告しております。このため、機会あるたびに秩父警察署に設置要望をしていたところであります。大変車が曲がりづらくなったというご指摘でございますが、設置者であります埼玉県公安委員会に形状等について確認したところ、歩行者の安全を第一優先に、滞留スペースの確保、及び県道、町道の通過車両のスピードをあえて抑制するために、ガードレールを設置して交差点部をY字路から丁字路に形状変更し、交差点のコンパクト化を図ったということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問。1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） それでは、順次再質問させていただきます。

1項目めの展望台前の大木ですけれども、地権者を調べて早速早急な対策をとっていただけるということで、それに期待いたします。今、美の山ハイキング、大変ハイキングそのものがかかなり盛んになってきておりますが、先日も放映されたのが親鼻駅を起点にする万福寺前を通って登っていくコース、あのコースがなかなか美の山は実際かなり利用されている人がいるみたいですが、その途中にそういうところがあって、せっかくのものですからぜひ整備していただければ、また広まっていきますし、テレビでもそんなところでもいいところだっせつかく紹介してくれているのですから、ぜひよろしく願いいたします。この間のテレビ見ていますと、観光トイレが大きく、いいトイレですなっせつ。親鼻駅を映した後、早速観光トイレが映ってきて、大変いいトイレですなっせつ宣伝してくれていましたけれども、よかったのではないかなと思います。そんなところで、ぜひよろしく願いいたします。

2項目め、今後の道路改良なのですけれども、あちこち道路というものは中期的にやっていかなければならない部分が多いのでしょうかけれども、その中で、ちょっとピックアップさせてもらったところなのですけれども、町道皆野4号線は、バイパス側はそれなりに広がっているけれども、まだ改良する計画もありのようですけれども、何しろ皆野小学校寄りですか、そっちのほうに向かってのところが大変狭く、公会堂のところ、上野台区の公会堂のところなど大変段差も落差も脇道から来ているのがありまして、なおかつそこが狭いとなっていて、女性中心にかなり交通量がある場所なので、前にも言っていますけれども、ぜひ計画を立てて、いい感じで仕上げたいところでありたいと思います。よろしくお願いいたします。

国神1号線におきましては、あれがまた大変どうも交通量があるみたいで、私も朝行くときに時々手前のスタンドで給油させたらうと、右に曲がって金崎に向かうなんてことがちょくちょくあるわけなのですけれども、入った途端にカーブで狭いと。すると、入った人間が何かうんと悪いような感じになるけれども、バックもできない、あんな感じですね。だから、もうそこはちょっと多少いがみ合いがあるような場所なので、副町長、地元でもありますし、ぜひどんどんやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、では1回、よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 質問は。

○1番（小杉修一議員） その意気込みですね。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉議員からの道路改良の質問にお答えします。

皆野4号線は、いわゆる大型スーパーができたことにより大変交通量も多くなったということで、先ほど建設課長言ったように、道路改良のための計画を立てて測量設計しております。道路は、当然のことですが、土地の上につくるもので、用地が整わないとできないということで、その用地の関係で今後も積極的に進めて道路改良を進めるということで、その考えには変わりはありません。

また、国神1号線の国神地区でございますが、ご承知のとおりでございます。そういうことで、今年度という考えを持ってやったのですが、いかんせん金崎の急カーブで危険度の高いところを優先したいということで、今年度は金崎天沼地区の急カーブの危険箇所を優先に進めています。それとともに、国神地区におきましても、一番いい、地形に合った、また経済性、また安全性も含めた形の中で、積極的に取り組んでまいります。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのようなことで、中期的かつ早く、でも早く、よろしくお願いいたします。

それで、下田野橋は実際のところいいものができて、一段落というところではありますけれども、逆に、私なんかも家を出て花園方面に向かうのに、今まで信号で通過をするとき、とまるときあるのですけれども、信号からの眺望ですか、開けてドーンといい感じになると、思わず通りたくなる。これは自分に限らずやっぱり広がると通りたくなるもので、そういうことを考えると、今まで以上にいいものができて、通る車がふえている現実があると思うのです。大きい車も、だから思わず入ってしまうと。そういうことを考えると、またそれほど間を置かないで、その先、豆腐屋さんから先なんかを、また面倒見ていただく時期が来るのだと思いますけれども、そのようなところで、とりあえずいいものができたと思います。よろしくお願いいたします。

それで、3番の、まあ県との問題なのでしょうけれども、皆野町の歩道に絡む改修ができないかというところで、私は以前の新井議員等への答弁でも、平成19年ですか、県知事に要望を直接したから、もう何かできないような趣旨でそのときたしか町長が言われたのですけれども、町のこういうところであると町長がトップ、我々は、実現するまで何度でもトップをお願いする気持ちでやっております。そういうところから考えたら、県のトップである確かに知事に要望したこと、事実はあるということでしょうけれども、知事は大変忙しく、大変に忙しいのだと思います。もしかしたら忘れられていないかなっていう心配もあるのですけれども、その辺を含めて、いや、遠慮しないで実現に向けて要望をしていただきたいところですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 皆野町の歩道関係でございますが、平成19年9月に県知事に直接要望、陳情しました。通常であると、通常の例でいくと、地元の県土整備事務所長に対して要望というのが通常でございます。それを超えて県知事に行くということでありました。ただ、しかし、その間、町長において機会あるごとに地元の所長には、こういうことで、地元としてはぜひつくってほしいということについては要望してございます。そういうことで、今小杉議員のおっしゃるのは、県知事に何回もという意味合いにもとれるのですが、地元所長を通じて要望をしていきたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしたことなのでしょうけれども、今回、当の当事者の上田知事がどうも選挙で回ってきて、執行部の町長、副町長あたりはお会いすることが多分あるのではないかと思いますので、ぜひこの機をまた有効に生かしていただいて、お願いしていただければいいのではないかと考えます。

次に、ガードレールの改修について再質問させていただきます。皆野中学校に不自由な方の着任があったのに絡みというような趣旨のお話をちょっと伺いましたけれども、その辺のところ、その先生がそのようなルートでどのように通学されることに、何かこういうように、通学のルートが正式に決まったりしてそういう絡みなのでしょうか。その辺、できましたらよろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 通勤のルートということですが、教員は異動が最高10年、その前にも異動というのがあるわけですが、そんなわけで、ぜひ皆野町へというふうな話がありまして、いろいろ教育局のほうと相談しまして、それでは皆野町へ来ていただくということになりました。それについては、では、通勤はどうするのだと。まずバスだとか、あるいは車だとか、いろいろ方法を考え、その中で本人が子供たちと一緒に学校へ行きたい、そういうふうな強い要望がありました。したがって、では、どういうふうなルートかということで、いろんなルートを実際に歩いてもらいました。それについて、教育委員会、それから警察、県土事務所、県の教育局、4局も一緒に歩いてみました。それで、一番事故の可能性が少ない道ということで今現在の道を選ばせていただきました。というのは、ご本人が皆野駅の前へ出て、それから矢尾さんの裏を通過して、引間運輸さん、あそこへ出てきます。そのままずっと踏切渡って丁字路を通過して、そして中学校の入り口のところへ行く。特にガードレールの交差点については、学校、小学校、中学校が合わさって、以前は五校会、5つの学校、現在は四校会になりましたけれども、ここから危険箇所ということで改良の要望が、先ほど話があったように、前から出ていました。それをきっかけにして、障がいのある方が通るということで、それをきっかけにしてあそこの改良、それから信号機の変更、これをさせていただきます。個人のためにやるのではなくて、皆野町は福祉に優しい町ということ

でここをやるのですから承知してくださいねという話は、県土事務所や警察のほうから話は伺っています。そんなふうな意味で、あそこのところ、先ほど副町長のほうから説明があったように、斜めに入ってくると車が出入りが早かったのです、今まで。そうすると、子供たちが待っているのに非常に危険だったということで、ワンクッションを置いて、あそこの交差点は静かに曲がってもらうということが一番の主眼になると思います。それにあわせて、不自由な方も待っているところがあって、なるべく道路を渡るのを短い距離で渡ろうということによってやっていただいた。そんなふうな経緯があります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） わかりました。そのような趣旨のものがまた皆野の多くの町民に伝わりますと、大変皆野町は理解がある町民が多いわけですし、その辺理解してくれると思います。

先日の土曜日に当の新井先生の長瀬町で講演会があったようですけれども、昨土曜日に。「長瀬町での7年間の思い出」というような話をされたようですが、ちょっと私は行けなかったのですけれども、行った人の話だと大変感動的だったという話をされていました。当町にお迎えして、また頑張っていただけならありがたいわけで、よろしく願いいたします。

なお、ちょっと心配しているのは、今、その県道がセーブオンのところから栗谷瀬、中学校寄りが改修工事がどうも始まったのではないかと思って、もう2軒、家を壊しています。それはもう歩道上でかなり工事がかかっているかと思うのですけれども、その辺の絡みの次の対策というのは、それに絡んでなされているのでしょうか。

もう一点、新井先生、頑張ってくださいであれなのですけれども、昨日、皆野病院前で、また体の不自由なお年寄りだと思うのですけれども、歩道を通行しておりまして、こういう道路に埋めてある反射板、5センチぐらいの反射板がどういうわけか幾つかあんなところに埋まっていて、やはりその人もぐあいが悪いようで、つまずいて大変けがをしたと。前もそんなようなことがあったというところで、病院がすぐ前なのですけれども、けがしては大変なので、病院のほうからけがをされる人がまた出てはいけないからという趣旨で申し出があったかと思うのですけれども、そういうところの改良も、今回含めて、その点もぜひご答弁していただければでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 最後、建設課長。

○建設課長（長島 弘） 1 番、小杉議員さんからの再質問にお答えします。

皆野両神荒川線、皆野中学校から現在コンビニエンスストアがある前までの間につきましては、歩道を設置するという事で用地交渉を秩父県土整備事務所で進めている状態でございます。何人かの方のご同意を得られましたが、まだ同意を全員の方から得られていないということで、いわゆる工事の事業化には至っておりませんが、とりあえず1期工事として皆野中学校、あっ、栗谷瀬橋からですね、コンビニエンスストアまでの間、1期工事として考えております。その後につきましては、その部分を延伸しまして、最終的には下原交差点、役場等に入る交差点と県道の箇所まで計画を持っている段階でございます。

また、町道皆野1号線、皆野病院の事故のことにしましては、病院側からも道路を管理している建設課に健康福祉課長とともに見えまして、そのお話をいただいたところでございます。どういう方法で反射板のかわりになるものができるかどうか、今後研究してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、事故が起きることのないように対処してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） これも弱い人にとっては大変な障害なので、安全を考えて早急な対策をよろしくお願ひいたします。

最後に、4 項めの質問、再質問をさせていただきますけれども、先ほど副町長が答弁いただきましたけれども、何か秩父市でみそポテト、小鹿野町でわらじカツとかって言われていましたけれども、親鼻に秩父市のみそポテトよりおいしいポテトがありまして、それは、道の駅にしばらく前から置かれるようになったら、これが大変な人気のものでして、ここでこの場をかりてちょっと言わせていただくと、あれは紛れもなく親鼻の名物です。よろしくお願ひいたします。秩父市のみそポテトよりおいしいという評判はあるのですけれども、やっている人がかなり控え目な人なのであれですけれども、どんどん、ぜひ宣伝していただいて、皆野のみそポテト、我々はポテトとも言うてしまうのですけれども、よろしくお願ひいたします。

あと、そこには、みそ豚丼にまさるとも劣らない、また焼肉丼というのが売ってまして、先ほどみそ豚丼は何か秩父市のほうで名物的に名前が出てきてしまっているかなと思って、それで遠慮して、みそ豚丼よりうまい焼肉丼なのですけれども、売っていますので、その辺もぜひ言わせてもらって、とにかく皆野町にああいう番組が来たら、あれが食いたっていい感じのものが出てくるといいわけで、名物って自分が言ってしまうのですけれども、やがて前回言ったみ～な干し芋が大変な名物にまた育てもらえるような期待もありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。ぜひそんなところで気合いを入れて、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。今回の議会前に、ちょうどもう半月ほど前になりますか、町長の病気の件がいろいろなところから伝えられまして、どうなるのだろうというような心配もいたしましたし、また今回の通告の質問については、これほとんど町長の、先ほど小杉議員も言われたような長期展望に基づくような内容になるのかなと思いますので、なかなか的確な答弁というのはまた難しいのではないかなという部分もありますので、これらのことと、それからこれに関連するようなこと、一部関連度はかなり薄いかなというような部分も含めまして多岐にわたって、ちょっと雑談めいたことになってしまっして申しわけないなという部分もありますが、要望を含めまして質問という形にさせていただきたいと思っております。

通告に基づいた3点ですが、まず1点目、2点目は非常に関連が高いかなという部分もありますし、これもまた長期的な部分もあるかなということもありますが、一部まとめて質問したいと思います。

まず、小学校の統合というのですが、三沢小学校の人数の減少、これによって、三沢小学校を遠からず統合したいというような話は最近聞いた部分でもあります。ただ、三沢小学校だけでなく、国神小学校の定数といいますが、人数の減少は同じように起こっており、全体に皆野の小学校を1つにするという計画

を考えなければいけないという時期に来ているのではないかなと思っております。この辺は本当に町長、町のほうの中長期展望に係ることなのではないかなと思っておりますので、その点についてどうなのかということと、並びに同じように三沢小学校、喫緊というか、近いところの問題としては三沢小学校をどのように考えるかということをお聞きして、それら含めて、実はもう10年以上前になりますが、日野沢小学校を国小に統合するという、当局としてはそのようなつもりであったとは思いますが、議会サイドに対しては、皆野小学校統合問題検討委員会というのが立てられまして、全体のことをやるのかなと思ったら、内容としては日野沢小学校を国小にということで、委員の構成等もあって、そのような、それだけの、ある意味でそのための委員会だったようですが、今回はもう全体のこともそろそろ考えていけないのではないかなというふうに考えております。三沢小学校、それから国神小学校それぞれに、三沢小学校については施設はかなりしっかりしたものがあるにもかかわらず、生徒数が減少が大きいと。現在40前後異動して、それがますますの減少の可能性も秘めている。逆に国小につきましては、日野沢小、金沢小を統合したこともあり、また一部従前からずっと金崎の地域を通学エリアにしていますから、思ったよりは減少は少ないのだけれども、こちらのほうは逆に施設面の不安が結構あると。特にプールについては、かなり厳しい状況になっていると。では、プールをつくり変えるのか。校舎についても、5年はともかく10年先を考えるとなかなか厳しい面がある。これも、では、建てかえるのかということを考えてときに、これはかなり大きな判断が必要なのかなということがありますので、だから、全体をということをお聞きしたいところだったのですが、町長でなく副町長ですと、なかなかその辺、突っ込んだところまでの答弁は難しいかと思いますが、普通にいつも町長との話の中でどんなことが出ているかということを含めて、お答えいただければいいかなというふうに考えております。

三沢小につきましては、本当に数年の間ということでもあるのかなと思いますので、具体的な部分を含めてどのような計画があるのか。あれば、その辺の説明をいただきたいなと思っております。

それに絡みまして、2番の三沢方面への足についてということなのですが、三沢小学校統合ということになれば、当然に小学生ですからやはり足の問題と。当然皆野小学校へ統合ということが普通でしょうから、考え方としては、もしかすると国神小学校へ統合するのかなということもないとは言えませんが、普通に考えれば皆野小学校でしょう。いずれにしろ、三沢からの物理的な距離といいますか、地形等含めても、何としても長い距離の通学ということになりますから、当然その足についてどのように考えているか。現在、皆さんご存じのとおり、民間の西武バスが定期バスを運行しておりますが、小学校を含む通学用のバスということになると、本数等の問題がなかなか厳しい面があるかというふうなことも考えられる。かといって町営バスということも、なかなかこれまた難しいところであろうかと思うのですが、その辺の足の確保について。また、三沢方面への通学バスという形の足がどのような形で考えられるのかということを含めて考えますと、西武バスにある意味ではかわるような三沢地域の足になるような可能性もあるわけで、それらを含めて、この辺の三沢小学校の通学バスを含めた三沢方面への足について、今後どのように考えていくか、わかる範囲で。これも本当は町長に考えをお聞きしたいところなのですが、副町長のわかる範囲でご答弁をお願いしたいと思います。

3つ目なのですが、ここの題ですと健康体操と秩父音頭についてということなのですが、私の所管しました総務教育厚生常任委員会が1月末に静岡のほうへ、このようなテーマで視察をいたしました。その地では、前の会議のときに報告も上げましたが、地元の民謡をベースに健康体操をつくって、それをコンクールにしていると。現在、正式にというのか、よくわかりませんでした。4つぐらいのものができてい

て、それぞれが年代含めて非常に盛んに行っているというようなことがありました。その報告にも書きましたが、皆野には秩父音頭があると。これをベースにこういったものがつくれないかというようなことを書いたのですが、これを正式に町のほうに考えていただきたいということで一般質問にいたしました。なかなか各個人やら、あれは秩父音頭の正調の踊りとは別に、こういったものはどうかといっても聞いてくれる方が少ないものですから、町のほうの一つの考え方、政策として、今の秩父音頭はもちろん正調としてしっかり保存していくのと同時に、各方面、近隣等含めた普及と、それからプラスして町民の健康というようなことを加味した体操を、家元の金子先生等をお願いをしてつくり上げていけば、秩父音頭はもちろん秩父音頭まつり等にも転用がきき、非常に発展性があるのではないかなと。それこそ新しい皆野の名物になるのではないかと。先に秩父市のほうでCダンスというようなものをつくられてしまった経緯もありますが、それを巻き返して余りある事柄にできるのではないかというようなことを期待できるので、ぜひとも町のほうでこういったことを考えていただきたいと思うのですが、そのことについてのお考えをお聞きしたいということです。

最初の質問につきましては以上で終わりますが、後は個々に関しまして再質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 10番、林議員の一般質問通告書によりお答えします。

1番の小学校の統合についてお答えします。林議員のご質問の中に、三沢小学校は児童の減少により統合が時間の問題となるというようなご見解でございますが、私もそのとおりであろうと考えております。現在38名の三沢小学校の今後の児童数においては、減る要素はあってもふえる要素はないと考えられます。このような児童数により、現在2年、3年は同じ教室で、4年、5年も同じ教室で授業を行う変則的な複式学級となっています。このような状態では、児童の学習意欲、向上心、競争心、社会性や創造性などの能力を育てるには望ましい学習環境ではありません。少数学級もよいところはあるとの説もあるやに聞いていますが、それを上回る弊害ははるかに大きいものがあると考えられます。本来の小学校教育のあり方はどうあるべきか。子供の教育を中心に考え、保護者の意向等も十分配慮した中において、皆野小学校への統合を計画的に進めていくべきと考えております。

なお、小学校は、皆野小学校1校方式を考える時期ではないかとのことでございますが、荒川を挟んで皆野小学校、国神小学校の2校でいくことがベストであると考えます。

なお、平成12年4月18日に日野沢小学校統合問題及び少子化による他の皆野町立小学校の将来展望についての諮問に対し、時の教育委員会、永田教育委員長から、当時の設楽皆野町長に対し答申されました。その答申の三沢小学校に関する内容の抜粋ですが、「5校の中学校が1校に統合、3園あった幼稚園を1園に統合し、その統合した教育成果も大きいものがあると評価しています。三沢小学校においても、将来児童数が現在より減少した場合は、遅滞なく統合を図り、児童の教育を保障することが大切である」と答申しています。また、望ましい小学校の統合・再編においては、「将来的には荒川を境界線として東地区、西地区の2校とすることが適当である」と答申し、「東地区校は皆野小学校へ三沢小学校の合併・統合、西地区は国神小学校へ日野沢、金沢小学校の合併・統合とすべき」と答申してあり、現在そのようになっております。以上の答申は、現在も適用でき、また合致するものであります。このような答申の内容のとおり、町立小学校は、皆野小学校、国神小学校の2校方式とする方針であります。

また、2番の三沢方面への足についてお答えします。皆野小学校への統合に伴う児童の通学ですが、現在の路線バスに加え、スクールバス、デマンドバス等々の対応も含めて、安全性と利便性、継続性、そして経済性など、あらゆる角度から幅広く検討してまいりたいと考えております。統合とあわせて検討してまいります。

以上の統合に関することにつきましては、町長とも調整済みであります。

3項目の健康体操と秩父音頭については、健康福祉課長から答弁いたさせます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、林議員から通告をいただきましたご質問のうち、3項目目の健康体操と秩父音頭についてお答えいたします。

ご質問にありました総務教育厚生常任委員会の視察につきましては、健康福祉課長も同行をさせていただきました。健康づくり及び高齢者のロコモ予防には、運動や健康体操が極めて重要であります。そして、ご質問のとおり、健康体操は、1つには、いつでも、どこでも、1人でも気軽にできるということが重要であろうと思います。また、逆に普及を図るという点では、ある程度の人数がまとまって行える場を設ける、その場合には音楽に合わせて行うということが普及を図る上で重要なことであろうと思います。例えばラジオ体操にしても、大勢でやる場合にはなおさらのこと伴奏があったほうがやりやすい。視察先の静岡県吉田町の例も、普及を図る上でそういうことであろうと思いました。この音楽に合わせてということでは、今、定住・自立圏構想の中で、秩父医療協議会において秩父お茶飲み体操、通称茶トレというものをつくりまして、お茶飲みのように気軽に運動ができるようにということで普及を図っております。この茶トレは、秩父地域全体で取り組んでおりますが、林議員のご指摘のように、皆野町だけでなく秩父地域全体で普及を図る上で、秩父音頭に合わせて行ったらどうかということを検討しております。したがって、秩父音頭に合わせて新たな健康運動を考えるということではございませんが、この秩父お茶飲み体操を秩父音頭に合わせて普及を図るということで、家元も含めた関係者と協議を進めたいと考えております。

○議長（四方田 実議員） 再質問。10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 再質問させていただきたいと思います。

三沢小の統合の件ですけれども、統合についてはそれなりにいろいろなことをやっているのであろう。「であろう」というのは、何をしているかというのは、議会サイド、総務教育厚生常任委員会も含めて、これといったことが町のほうから正式に話として来ていないものですから、「であろう」ということしか言えないし。今回に限らず、議会の場で私も一般質問しても本当に一般的なことしか返ってこない。「あろう」ということにもなるかと思うのですが、ともかくいろいろなことについて非常に情報が少ないのですよね。うまくやっているのだろうということではしかない。新井先生の件にしても、それらしいことを教育長と話もした記憶があるのですけれども、時期的なことを考えると、もうそのころにはある程度話が来ていて決まりかけていたのかなんていうふうなこともあるのだけれども、さすがに教育長は大したもの、そういったことは全く情報として全然出てこなかった。信用されていないという部分があるかもしれないけれどもね。そんなことがありまして、主には、先ほどの道路の件にしても、ともかくもう少し全体像、中期的な計画を立てることと同時に、情報を開示するというと何か大げさですけども、出す必要があるのではないかなと思います。そうでないと、いざ始まったときにいろんなあつれきが生まれる要素になるわけですね。ある程度以上の手続といいますか、段取りができた後で言われても「何だ」と言

う人がかなり多いものですから、そういったことを含めて、今回の三沢小学校についてはなかなか地域の要望等もあるようですから、それに、現実問題として非常に現在の小学校にしても遠距離通学というようなこともありますのでね。それらの解決なんかも、ある意味では足の確保によってできるのでいいのかなというふうに思いますが、ともかくいろんなことについての情報をもう少し入れてほしいなということがあるのと、もう一つ、先ほど副町長が、以前の、これ本当はかなり以前のことなので何とも言いがたいところなのですが、統合問題の諮問に対する答えとして言われた事柄なのですが、その前後の議会においても結構この統合については議論がされましたのでよく覚えていますが、行く行くは2校、最終的には1校というのが、少なくとも私らは聞いていたところなのです。それがいつの間にか2校と。荒川を挟んで2校というのは非常に大昔の感覚だなと。荒川というのは、確かに川が自然の要害として行きづらい、行き来ができないからというのは非常にわからないでもないのですけれども、本当に19世紀的なというか、20世紀になれば橋ももう、皆野の町の中においても3つの大きな橋がかかっていますからね。

それについて、ちょっと再質問なのですが、教育長にお聞きしたいのですが、さきにたしか国のほうで統合の基準的なものが発表されたかと思うのですが、たしか秩父地域内の多くの小学校、中学校含めて、かなりの数が統廃合の対象になっていたかと思うのですが、その数字についてちょっとご説明いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 数字につきましては、この後、新井議員さんからのご質問もいただいておりますので、その席で詳しく申し上げますけれども、単純に文言だけで言いますと、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については統廃合の適否を検討する必要がある。もう一つは、適正配置としては、小学校で4キロ、中学校で6キロ以内、時間にしておおむね1時間、こういうふうな数字がありますけれども、これはあくまでも目安にしてくださいというだけで、これを適用してくださいということではないようです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） もちろん強制的なものではないというふうに当然考えておるところですけれども、皆野の財政、それから今の皆野の3小学校の人数、それらを考えたときに、また国神小学校においても非常に、すぐすぐということではありませんが、減少傾向であることは間違いないですし、そのような状態を承知しながら、2校の体制がベストだというのはちょっと言い過ぎなのだよ。ベターであるならばまだしも、ベストというのはちょっと言い過ぎなのではないかな。以前にも行く行くは1校だけれども、当面2校という、10年前後、それからもう10年たっているわけですけれども、まだ2校にすらなっていないが、そういう状況の中で、1校というのは通常普通に考えられていたわけですね。現実問題として、確かに三沢小学校は遠いです。金沢小学校も遠い。だけれども、国神小学校と皆野小学校って本当に近いのですよね。金崎から、金崎のほうは子供たちが国神小学校へ行っているわけですけれども、非常に交通の要害になる尾坂、先ほど出てきた国神1号線界限をどう通るか。そういったことについても考えたときには、おかしいのではないかと。というよりは、中期的に考えておいたらどうかというふうに言っているのですが、2校がベストであるという答弁でよろしいですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 先ほどお答えしたとおり、答申がまだ現在にも通じるし、適用できるということで

あります。そういう考えのもと、2校方式でいくという方針でございます。

○議長（四方田 実議員） 最後です、おしまいです。もう質問はなし。

○10番（林 豊議員） はい。2校答申が生きているということですが、その後の議会上でも2校から1校がベストだというふうな答弁が出ているはずですが、そのようなことを考えたときに、また施設面、その他のことを考えたときに、すぐにしろとは言いません。だけれども、方針として考えておかないと、先々が大変になるのではないかということなのですが、ベストだということは、それ以外はみんな悪くなるわけですから、そのように考えているのだというふうに解したいと思います。

関連があるのですが、2項目めの交通の足についてです。これについても同じようなことです。要は情報をもうちょっと出せと。先ほどの答弁の中で、スクールバス、デマンド、もちろん路線バス、これらを含めて幅広く検討をしたいということですが、その幅広いの検討の中に、議会サイド、議員含めた議会サイドにも胸襟を開いて、情報を開示し、意見を求めろということが一番言いたいところであります。路線バスに関しての協議会というのがあるということ去年私は初めて知ったのですが、そのメンバーの中に区長会長がいても議会サイドの人間がいないと。もう本当びっくりしたのですが、これはたしか民間のバス路線だったと思いますけれどもね。これは本当にびっくりしたのですが、そういった中で、デマンドバスについては、ここ何年間か新井議員、また私は多少ですね、を含めてこの議会の場でも何度か取り上げられましたけれども、取り上げさせてもらいましたけれども、そういった意見についてはほとんど聞いてもらえない。協議会すら立てないと言いつけられた中で、幅広く意見をということであるならば、再度これ、町長きょういませんから何とも言えませんけれども、再度それらを含めたことを考えるのであるならば、協議会をつくったらいかがですかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 三沢小学校の統合関係でございますが、一番のポイントは、統合は必要だよというのは多くの方がそういう認識だと思います。特に町長もいろいろあちこちの会合等に出ても、もう統合だよと、統合を否定する声は聞かないと。また、早くすべきだと、逆に。そのような意見であるというような内容、状況のようでございます。それで、統合で一番ポイントは、やはり通学路、通学方法がどう対応できるかがポイントかなと思います。そういうことで、幅広くと申しましたが、あらゆる手段を想定して、さっき申し上げた安全性、また利便性、継続性、経済性を含めて、検討していきたいということでございます。その時点で、メンバー等については適正に対応したいと思います。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、この1番、2番の統合関連については最後にしたいと思います。三沢小学校の統合について反対なんてことは全くありません。むしろ早くしなかったのかというぐらいに感じるぐらいですけれども、今言われたとおり、交通の問題、足の問題が一番大きなことになると思うのです。日野沢しかり、金沢しかり、そして三沢の場合は、ある意味では一番長い通学距離になるのかなということもあります。ただ、一方で、例えば国神小学校であっても、現在生徒さんいないのですけれども、地域としては長距離通学になる地域というのも過去には少なくともありました。また、そういったことから考えたときに、通学方法に対する平等性といったらおかしいですけれども、何であつちバスが通ってうちのほうはバス通学できないのかという声も多少聞こえることはあります。そういったことを含めたときに、統合の問題、それから足の問題、幅広く意見を聞いてやっていくことが、それこそベターであり、ベストにつながるのではないかと思いますので、本当にある意味での幅広い多くの人の意見を聞いて、そ

れで果断に判断をしていただきたい、そんなように要望をしておきたいと思います。

それでは、3番目に入りたいと思います。3番目は、茶トレのことについては私も多少なり聞いておるのですが、ちょっとこの点については、皆野町が後手を踏んだなというような感もするところがあります。先ほど課長の答弁にあったように、家元含めて、茶トレの内容を秩父音頭に合わせてというようなことが現実的に本当にあるのであれば、積極的に進めていただきたいと思います。秩父音頭の踊りというのは踊ってみればわかるとおり、非常に厳しい部分がありまして、トレーニングよりも、何というか、ちょっとそれを超えている部分もあります。普通に健康体操よりはちょっと厳しい部分があります。ですから、これ、いろいろイベントのお話とか、いろいろ秩父音頭まつりのこととか、勉強させていただき中で、50回に近づく音頭まつりですけれども、当初の10回なり5回ぐらいまでの間には、それこそ原の通りはもちろん、親鼻の通りも、全体を突き抜けるような形で踊りを続けられるようなイベントだったわけです。ところが、秩父音頭の踊りをそのまま続けるのは非常に厳しいと。これはもう始める前からの検討事案だったというふうに聞いております。そのために、当時まだご存命だった伊昔紅先生を含めて、もう少し何とかならないかということの中で、秩父流し踊りというのが考えられ、振付も決まって、私ども定かにならないような記憶の中でも、3回なり5回ぐらいまではそれが行われたのではないかというふうに思っております。音頭まつりに関するいろんな知識を持った方に聞いてみますと、それについても、音頭まつり始める前からそういうのが必要だと、何か他地域の視察の中でもそういうふうな指摘を受けて、伊昔紅先生あたりとの相談の中で、それでは私が……これ伊昔紅先生の話だというのですけれども、そういう踊りの大家を知っているから紹介してあげようということで振付が決まったと聞いておるのですが、これ定かではないのですけれども、そうは言われたけれども、これは多分先生の振りなのではないかと言われるようなこともあるようです。余り下半身を使わないで立った状態で上半身の運動を主にするような踊りだったかなというふうにも思っておりますので、それらの復活等も視野に入れて考えていただければいいのかなというふうに思います。ちょっと茶トレの関係ではおくれをとる部分もありましたけれども、ここに秩父音頭を乗せることで、秩父音頭の復権という言い方はちょっと語弊あるかもしれませんが、さらなる普及と、それから音頭まつりの盛り上がり等にも関与できるかと思っておりますので、やっているということでもありますから、さらに加えてということはあえて言いませんが、精力的に進めていただきたい。これは健康福祉課長だけでなく、副町長、町長にもご要望しておきたいと思いますが、何かその点について副町長なりご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（四方田 実議員） どっちが答えますか。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 林議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、秩父音頭にとってもメリットがあらうと思います。ただいま詰めていく中で、テンポの問題であるとか、あるいは秩父音頭そのものの正調をどこまで崩しているものか、崩さないでそのまま茶トレに乗っけていくとか、考慮すべき点は幾つかあらうと思っておりますので、ご指摘のように積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ぜひ……ああ、そうか、副町長、何かありましたか。いいですか。では、副町長がないようなら、済みません。

まあ、ぜひしっかり進めてもらって、先ほどの名物は何も食べ物だけではありませんから、こういった

ことも十分、新幹線の中でも流れるのですから、それを使わない手はないので、しっかりと名物であると。何か最近では秩父音頭まつりそのものもですけども、秩父音頭まつりもですけども、秩父音頭そのものもちょっと影が薄くなっている部分もなきにしもあらずなので、正調に遠慮することなく、もちろん正調をないがしろにするわけではありませんから。正調に恐れることなく、こういったものも時代によって流れていくというのはどんなものでもあるわけですから、積極的に、大いに名物として復権できるように頑張っていたきたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時49分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎行政報告

○議長（四方田 実議員） 先ほどの冒頭に、執行部における行政報告がありましたら報告をお願いするというのを落としましたので、ここで執行部から報告がありましたら、報告をお願いいたします。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 行政報告を行います。

第4期皆野町障害者計画・障害福祉計画を作成しましたので、お手元に配付しました。後ほどご精読をお願いします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（四方田 実議員） 続いて、一般質問を行います。

4番、若林光雄議員の質問を許します。

4番、若林光雄議員。

〔4番 若林光雄議員登壇〕

○4番（若林光雄議員） 4番、若林光雄です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、先月実施いたしました金沢つつじまつりにおきましては、町当局初め大勢の皆様方にお出かけをいただきまして、にぎやかに実施できました。大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。また、せんだってはポピーまつりも大変盛会であったというふうにお聞きしております。すばらしい天候のもとで来場者も多く、交通状況においては大変混雑したと。また、シャトルバスの利用等も大変大幅なおくれ等もあってクレームも出たような話も伺っております。関係されました産業観光課初め関係皆様方に

は、大変ご苦勞であったことを感謝と敬意を申し上げる次第でございます。

さて、質問の1項目でございます。平成27年度予算も可決承認の中、新年度がスタートいたしました。新年度の予算のテーマは、安全・安心の町づくりのさらなる推進と財政の健全化ということでございました。そして、5つの重点施策の柱に、迅速かつ着実に事業を進めてまいりますと、石木戸町政は新しい新年度のスタートをいたしました。その重点施策の1項目、安全・安心の町づくりといたしまして、消防団詰所と車両の整備、防火水槽の整備を行うと予算概要で記載してあります。現在までこの防災対策、消防団の再編・整備といたしまして、25年度におきましては3分団詰所、日野沢でございますが、詰所と車両2台の購入、また26年度におきましては5分団、三沢地区の詰所、そしてまた車両2台の購入と予算化されました。そして、予定どおりに進捗の状況でございます。詰所の入札、落札等はちょっとおくれたようではございますけれども、現実に着実に進んでおるところでございます。

本年におきましては、4分団、金沢地域の詰所の新設、そして2台の新車購入が予定されております。詰所の構造・仕様、また車両はどのような仕様のもを予定されているか、お聞きしたいと思います。

また、1分団の車両も入れかえが予定されているということでございまして、その仕様等もお聞かせいただければと思います。

また、来年度以降、計画どおりに進めると、2分団、そして1分団と継続した再編としての整備が進められると思いますが、その辺がどのような進捗で進められるかも伺いたいと思います。

次に、2番目といたしまして、消防団のOB隊の活動業務について、町執行部としてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。OB隊の目的は、火災、水害、またその他の災害の発生に際しまして、消防団活動を支援し、災害の拡大を防止する。すなわち後方支援の形であり、その担当部の部長の命を受けて活動するというようになっております。OB隊員は、地元の火災、水害、その他の災害の発生に際しまして、現在は後方支援という形で消防の運用規定に基づいて実際に活躍していただいております。近所で火災が発生した場合、詰所に消防団員の出動準備をしながら待っているという状況でございます。団員が到着して出動という形になるわけですが、その後の作業におきましても、ホースの延長とか水利の確保、また交通整理等、実際の消火作業という形はとっておりません。しかし、火災の場合は、本当に初期消火が大変大事でございまして、大火になるかならぬかはその初期消火の初動操作によってその辺が確定するケースが多くございます。たまたま三、四人団員がいればそのまますぐOB隊も集めた段階で出動できますけれども、団員が1人の場合、これでは消火作業はできません。この状況で、またこのまま改善をしないでいいのかどうか、その辺お聞きしたいと思うのですが、以前においては、町において地元企業、自衛消防隊というような形をもって、特別点検にはポンプ操法の参加もされておりました。そんな各事業所の状況でしたから、町内の火災においてもすぐ消火作業に出動することが何の問題もなく各会社においては許されておりました。現在におきましては、町内に勤務する団員も極めて少なくなりまして、この辺は皆さんご存じのとおり、就労場所も遠方となったということが大きな原因でもございますが、途中、職場から離れることさえもなかなか今厳しい状況でございます。したがって、夜間の災害では、火災等では、団員の確保はできていると思いますけれども、日中時の火災があった場合、とても心配となるわけでございます。OB隊の活躍をいただくには、業務内容の改善、万が一の災害補償の見直し等々、これ平成19年9月に施行されたOB隊の運用規則、これを見直す時期に来ているのではないかと考えられます。町の考え方を伺えたらと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 4番、若林議員から通告がありました安全・安心な町づくりのさらなる推進について回答いたします。

1点目の、安全で快適な町づくりには、防災対策、消防団の再編・整備、重点施策としているが、どのような施策があるかとの質問についてお答えいたします。

初めに、防災対策では、町民に緊急時の避難等を促すシステムとして防災行政無線を平成24年度、25年度の2カ年で子局67局を整備し、聞き取りにくいエリアの解消を図るために現在子局等の増設を行っております。土砂災害等が発生するおそれがある区域の周知については、平成21年5月に、地震ハザードマップ保存版を毎戸に配布しておりますが、昨年県地域防災計画が改正されたことに伴い、県計画との整合性とこれから県が指定します土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を盛り込んだ地域防災計画とハザードマップ防災ハンドブックの作成準備を現在進めております。

次に、消防団の再編について。町では、少子高齢化や団員のサラリーマン化などにより、消防団を取り巻く社会状況の変化により、消防団員が減少し、有事の際、ご指摘がありましたように、消防車が出動できない状況に陥るおそれが懸念されることから、詰所、それから車両等の更新を進めております。この消防機能の集約化、高度化を図るために、平成24年度に消防団の再編方針を定めました。方針では、第1分団にあっては、町の中心地を管轄することなどから、今の分団2部制を維持し、当面現在の詰所を使用していくとしております。そのほかの分団につきましては、原則1部制とし、1部制に移行した分団から順次詰所を建てかえて、各分団2台の消防車両を配備するとしております。この方針に伴いまして、平成25年度、26年度進めてまいりましたのは、先ほど若林議員からご説明をいただいたとおりであります。

本年度につきましては、整備方針のとおり、4分団、金沢の詰所の建設と車両2台の更新を行ってまいります。金沢の詰所ですが、当初予算で予定しておりますのは、構造は鉄骨づくり1階建て、建築面積は137平米を予定しております。建設箇所につきましては、萩神社、旧農協の倉庫脇を予定しております。入れかえる車両につきましては、2台を予定しております。1台は、小型動力消防ポンプつき普通積載車、4WD・AT車の3,000cc、もう一台が小型動力消防ポンプつき軽積載車、4WD・マニュアル車の660ccでございます。なお、1分団2部の車両につきましては、購入をいたしましてから年数がたっていることから、修理の際に既に部品の供給が困難になっているということで、急遽、編成方針にはございませんが、今年度更新を進めてまいります。当初、今までと同じようなタンク車を予定しておりましたが、平成19年の免許制度の改正により、普通免許車を取得した場合にタンク車が運転できなくなりますので、普通免許で運転できる車両に入れかえを考えております。

平成28年度には、2分団、国神の詰所の建設と車両の更新を予定しておるところでございます。

2点目の消防団OB隊の活動業務につきまして、消防団OB隊は、町内における火災、水害、その他の災害の発生に際し、消防団活動を支援し、災害による被害の拡大の防止を図ることを目的に、皆野町消防団を退団したOBにより平成19年に設置され、現在75名のOB隊員がボランティアとして活動していただいております。

OB隊の運用規定では、OB隊の業務について5項目を定めております。1点目、火災現場における水利の確保、吸管の投入、ホースの延長、それから伝令でございます。2点目、消防団員の出動の準備、3点目、避難誘導等への協力、4点目、災害に関する情報の提供、5点目でその他としております。このこ

とから、OB隊の業務の内容は、消防団の後方支援であり、最前線での消火活動や消防車両等の機械器具を操作することはOB隊の業務には含まれておりませんので、ご指摘のような現場でのジレンマが起こっているのではないかと考えております。

平成19年のOB隊の発足から、ことして8年目になります。発足当時とは消防団を取り巻く社会状況も変わってきておりますので、若林議員からご指摘のとおり、OB隊がどのような支援を行い、消防団と連携していくことが消防活動の支援になるのかを検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問ありますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の消防団の再編成の関係ですが、先ほどご説明いただきました、4分団の詰所においては鉄骨1階建てと、平家建てということでお聞きいたしました。地域のコミュニティーにも使えるような形のものにでもしておいてもらえれば、なお助かるかなという地域の要望も酌んでいただき、建設をしていただければと要望いたしたいと思います。

そしてまた、古いポンプ車、積載自動車、これの関係につきましては、自動車等はもう20年以上経過しているような自動車になったと思います。しかし、ポンプだけについて見れば、まだまだ使える状況にはあるかと思えます。地域の自主防災組織において、それを払い下げていただければ、大変地域としても力強く感ずるのだけれどもと、何かの場合には地域の組織防災の関係で活用していきたいと。万が一のときに使えればという安心感の気持ちだけでもそこに加えてもらえればいいかなという各区長さん等のご意見等もあるわけですが、それについて再度お聞きしたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

4分団の詰所につきまして、今コミュニティー施設としても併用できればというご意見ですが、まさしくそのとおりでありまして、幅広く使えるように考えております。例えば、選挙の投票所として利用できるような構造にはしたいということで今進めております。

それから、資機材の関係ですが、車両につきましては、維持費等もかかると思えますので、老朽化することから廃車はしてまいりますが、それに積んであるポンプ等につきましては、やはり有効に利用でき、防災に役立つのであれば、その後の町としての備品からの廃止後の活用については考えてまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） ありがとうございます。そのようにしていただければと思いますので、要望してお願いしたいと思います。

次に、2分団の車両の入れかえについてお聞きしたいと思えます。計画どおりに進めるということですが、水槽車等についても、もう15年ぐらい経過していると思うのですが、この辺についても入れかえされるのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1分団2部の水槽車……

〔「2分団」と言う人あり〕

- 総務課長（川田稔久） 2分団。2分団の水槽車については、現在のところ入れかえについては考えておりません。入れかえをしない配備、更新を検討しております。
- 議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。
- 4番（若林光雄議員） 先ほどご説明ありました1分団2部のタンク車については、普通自動車の免許の関係等でタンク車ではなくするということですね、はい。そしてまた、2分団の1部の水槽車については入れかえはしないでそのまま置くということですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

- 4番（若林光雄議員） はい。いろいろ町の中でも水槽車の活用というのは大変大きいと思うのです。1つには、今2分団の1部で使っている水槽車等については、河川の水は使わずに浄水だけ、消火栓からそのもの水を取り入れて消火活動にも使い、また給水車等としても活躍をいただいているのではないかと思いますのですが、給水車等については、何回ぐらい水の地域で枯渇したのに対応されているものなのか。
 - 議長（四方田 実議員） 最後、総務課長。
 - 総務課長（川田稔久） 申しわけございません。手元に資料がございませんので数字は申し上げられませんが、近々の事例ですと、昨年大雪の際、秩父浄水の大滝の水源地に、大雪のため給水ができないので水を水槽車で補給をしていただきたいということで、二、三日ですか、出動した事例がございます。
- 以上です。
- 議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。
 - 4番（若林光雄議員） ありがとうございます。

まあ、そういう形で町内以外でもこのような車両というのはなかなか持っていない市町村もあるわけがございます。そして、このようないい機会という言い方はないのですが、整備をしていく中で、2分団1部の車両についても、もう15年から経過していると思うし、できるものだったら入れかえして、私の希望ですけれども、できたら前々からお話をしていた役場職員による特別分団の組織でもしていただいて、今使われている2分団1部の水槽車については役場へ置き、新しいものを2分団に設置するというような形がとれて、それで、その後何かの災害等が起こった場合、火災等が起こった場合には、職員の特別分団が組織されて、それでその方たちが第一線に出て消火作業をしていただくということが可能であれば、町民としてはなお安心ではないかと思われるのですが、その辺については、副町長、どうですか。

- 議長（四方田 実議員） 副町長。
- 副町長（土屋良彦） 若林議員さんから、職員による、役場にいわば常備消防的なものはどうかというお話でございますが、ある意味はあると思います。ただ現在、町職員も若手の職員、新採用の職員については、私のほうから、採用時にその日のうちに地元在住のところの消防団に入るようにということで、全員が入っております。こういうことから、ちなみに皆野地区1分団でございますが、1分団1部については、30歳未満、20代ですね、1分団1部については7人おりますが、そのうち2名が役場職員です。1分団の2部については、20代の消防団員が12人でございます。そのうち半分の6人は役場職員でございます。そういうことで、役場の職員は現在において地域の消防のいわば若手の核になっております。そういうことでありますので、地域の分団について一番そういう戦力になっている現実があります。そういうことで、またそれを全部引き上げて常備消防化してしまうと、地域の消防団の弱体になるおそれは十分あると私は

思います。そういうことで、趣旨はわかりますが、役場職員の消防常備化については、広域消防の北分署ありますので、そこと競合重複するような考え方もできます。そういうことから、町職員は率先して地域消防団のリーダーになるような気合いを持って取り組んでもらうよう対応したいと思います。

特に、また消防団員については、女性消防団員、これも今の時代でございますから地域消防団に加入していくような形で取り組んでいけばと思います。いろいろ消防はハードな火災消火活動のみでなく、予防消防も啓発啓蒙もあります。女性のほうがどっちかといったら合う部分もありますので、そういう女性の消防団員の入団ということも考えていければと思っております。

いろいろ申し上げましたが、以上です。

○議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 内容はわかりました。確かに、私どものというか、金沢の17区で、昨年秋に火災がございました。私も消防団の元職というような形で駆けつけたわけですが、本当に今、副町長がお話のように、役場の職員が目立つほど大勢の人たちに駆けつけてもらって消火作業をしていたということがあったものですから、その辺、町独自でもひとつ持ってもらったらどうかなというふうに感じを持ったわけでございます。これから町長ともまたあわせて検討でもしてもらえればと思いますので、要望しておきたいと思っております。

次に、2番目のOB隊の活動について再質問してお願いしたいと思います。先ほど総務課長から、OB隊の運用規則8年経過して見直しもというようなお話も伺いました。確かに、現在の消防団の日中の隊員の確保というのは非常に難しい環境にあるという中で、日中の消火作業、またこれから秋口からになると山林火災、山火事等においては、また団員のほとんど、人手、消火作業というよりも人手、足で踏むような形で、人的なことが非常に必要となります。そんなことから、OB隊が今のような活動でいいのかどうかということは大変心配するわけですが、このOB隊の活動をしやすくするというか、活動してもらえるようにするには、この運用規則の改定というか、改革が必要かなと思います。特に、経験豊富で地元の地理にも明るい消防団のOBです。そしてまた、現在いる消防団の団員に皆教育をした者ばかりがOB隊にいるわけでございます。そんなことから、ぜひやってもらいたいと思うのは私ばかりではないと思うのですが、それには問題としては、報酬については何も欲しがるOBはいないと思います。皆さん地域のため、また近くの近所のためという形で活躍すると。したがって、問題としては、事故、けが等が起こった場合にその補償がどうかということを町当局では心配しているのではないかと思います。この辺について、いろいろ団員等でもけがをする場合もございます。その人の対応と同じような形のOB隊に対しても補償関係はしてもらえるとという保証さえあれば、この辺はすぐ解決する問題ではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。消防団員と同じように前線で活動するとなると、消防団員と同じようなけがですとか事故に遭うわけですから、そのときに、やはり同等の補償なりができていなければまずいと思います。それで、OB隊を効率よく活動させるためには、ご指摘にありましたように、OB隊の運用規定の業務内容について検討する必要があるとともに、その保険の問題ですが、活動時のけが等の補償、それから車両をもし運転できるようにした場合には、その車両運転時の事故等に対する補償等のそれに対応する措置を図らなければならないと考えております。

それから、もう一点、訂正なのですが、先ほど2分団の水槽車について入れかえる予定はないというふうにお答えをいたしました。これ編成方針計画によりますと、水槽車並びにポンプ積載車、この2台を更新という計画になっておりますので、訂正をさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） 4番、若林光雄議員。

○4番（若林光雄議員） 先ほど、その運用規定の改定ということで、見直しもしていただけるようなお話でございます。これはどこかで火災が発生しても困るわけですけれども、新しい詰所、また新しい車両等が入っていて、それでその地域でたまたま火災があったということで、新しい詰所、また車両が出なかった、シャッターがあかなかったというようなことでは本当に困ると。大変この辺はその当人たちが困るばかりでなくて、その地域もやっぱり困るし、そのような活動ができるようなOB隊の活動範囲を拡大してもらって、運用規定の見直しをしてもらって、速やかなOB隊の活動ができればというふうに思うところでございます。そういうことによって、安心した生活ができるのではないかと思います。さらなる安全・安心のための町づくりには、ぜひとも早急にその対応策を進めていただきたいとお願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 次に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、今、国会では日本を海外で戦争する国につくりかえる安全保障法制の法案が審議されています。安倍政権は、これまでの憲法解釈を根底から覆し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。これにより、日本が攻撃されていないのに自衛隊が海外に出て戦争に参戦することが可能になってきました。6月4日に開かれた衆議院憲法審査会では、参考人の3人の憲法学者全員が、集団的自衛権の行使を可能にするこの法案について憲法に違反すると表明しました。今回の安全保障法制の法案は、武力の行使や戦力の保持を禁じた憲法9条を踏みにじる違憲立法であり、廃案にする以外にありません。そのことを申し上げて、質問に入ります。

1つ目の質問は、介護保険・地域支援事業の進捗状況について質問します。第6期皆野町介護保険事業計画書が配付されました。この計画書によりますと、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業について、平成28年4月から実施することになっていますが、変更なくその準備は進んでいるのか、具体的にその進捗状況についてお聞きします。

1つは、既存の事業所が町の総合事業に参加できる環境づくりはどうなっていますか。また、多様なサービスに対応する準備はいかがですか。

2つ目は、総合事業に移行しても、要支援者が現在のサービスが利用できる仕組みになっていますか。

3つ目は、国のガイドライン案は、要介護認定を受けさせない危険性が懸念されます。要介護認定の申請権を保障することについて、どのようなお考えですか。

2番目は、学校図書館の学校司書配置について質問します。学校図書館法の一部を改正する法律が昨年

6月公布され、ことし4月から施行されました。改正の中身は、第6条に、新たに「学校司書」が追加されました。それは、「学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下、学校司書という）を置くよう努めなければならない」。2項として、「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあります。これに基づき、皆野町にある小学校、中学校の学校図書館に学校司書を配置する町の考え、また2番目は、学校司書、司書教諭に対する研修について、町の考えをお聞きます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員から通告をいただきましたご質問のうち、1項目目の介護保険・地域支援事業の進捗状況について、健康福祉課長がお答えを申し上げます。

高齢化に伴う持続可能な介護保険制度を維持するために、新しい総合事業が創設され、平成28年4月から移行に向けてその準備を進めているところでございます。

まず、1番目の総合事業への環境づくり、多様なサービスへの対応の準備についてでございますが、秩父圏域で足並みをそろえて実施していくため、緩和した基準による訪問型サービスA、通所型サービスAについては、現在、1市4町の行政側と事業所側で秩父地域の課題を共有している段階でございます。利用者の満足度を低下させない、かつ事業所の採算ベース等も考慮しながら、サービス内容、人員、単価等について協議を進めております。具体的なことにつきましては、まだ決定をしておりません。

また、住民主体のサービスについては、例えば訪問介護については、シルバー人材センターのひまわり福祉部会や商工会のお助け隊を現時点では想定しております。

通所介護については、地域の寄り合い等を把握した上で、今後支援していければと考えております。

2番目の要支援者が現在のサービスを利用できる仕組みについてでございますが、介護予防ケアマネジメントの結果、現行の訪問介護や通所介護が適当である、専門的なサービスが必要であるという方については、現行のサービスを受けることは可能でございます。また、訪問介護、通所介護以外のサービス、例えば訪問看護、福祉用具の購入等につきましては、引き続き介護予防給付によるサービスを継続いたします。サービスが多様化するために利用者がどのサービスを選択するか、それを踏まえ、どうマネジメントしていくかが今後の大きな課題になると思われまますので、引き続き地域包括支援センター等の充実、強化を図ります。

3番目の要介護認定を受けさせない危険性についてでございますが、要介護認定の申請の権利を保障しないという考えはありません。窓口で相談に来られた場合、例えば相談内容が今のところ何とか自分でできるが、ただ、ごみを出しに行くことだけが困っている、やってもらえれば助かる。要介護認定の申請を希望するわけではないという方でしたら、住民主体の訪問介護サービスBを紹介して、それで終了するということもあります。その方が要介護認定の申請を希望するということでしたら、認定の申請をしていただくことになります。

受付窓口で認定結果を出すことについては、今現在の要介護認定は、認定までの手順として、介護保険認定調査員が訪問調査を行いまして、介護に係る時間を評価し、主治医から意見書をとった上で、介護認定審査会による合議で認定結果を出す必要があるため、早くても1カ月以上かかっております。これが基

本チェックリスト該当者の場合には、簡略化された手続により行うことができますので、多様なサービスを選択できるようになります。こうしたメリットを生かしてまいります。要介護認定の申請希望者に対して、認定を受けさせないということはありません。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 3番、常山知子議員さんの一般質問通告書2項目めの学校図書館の学校司書配置についてお答えいたします。

学校図書館は、学校教育の目的達成と充実を目指して設けられた学校施設で、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待され、次のような機能が求められています。(1)、読書センターとしての機能。(2)、学習情報センターとしての機能。(3)、教員へのサポート機能。(4)、その他の機能。①、子供たちの居場所。②、地域の文化施設というふうになっています。したがって、学校図書館は、学校の知のセンターであり、心のオアシスです。児童生徒だけでなく教職員や保護者も行きたくなる場所にしていくことが大事な、そんなふうに思います。ただ、楽しい場所であると同時に、学習の場であることを忘れないような環境づくりや活用が必要です。学習場面では、児童生徒がみずからの課題を解決できる手助けとするとともに、積極的に利用したくなるような魅力ある資料をそろえ、さらに心安らく居場所としての学校図書館を目指す必要があります。

そして、平成26年6月通常国会において、学校図書館法の一部を改正する法案が可決されました。同法案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くように努めるとともに、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるなどの必要があるという理由で、超党派の議員立法として提出され、衆参本会議において可決され、改正学校図書館法が成立し、学校司書が初めて法律上位置づけられることになりました。

国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格のあり方、その養成のあり方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたしました。

教職員は、多忙をきわめております。現実問題として、図書室の管理・運営はたくさんの時間や労力を必要といたします。そこで、事務の軽減策として、皆野町では、平成24年度に図書館管理システムの導入を行いました。図書台帳の電子化を図り、バーコードを利用した図書の貸し出しと管理を行っています。今までの既存の図書は手入力で行いましたが、その後は、書籍のバーコードから国会図書館とリンクして登録を行うようにできます。お尋ねの学校司書の採用に関しましては、採用できれば理想的であります。現在のところは全体の予算を考慮してさまざまな角度から検討していきたい、こんなふうに考えているところです。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 研修については。

もう一回、こっちで。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 研修につきましては、学校司書の研修について述べられているので、司書教諭に

については述べられていません。それで、学校司書の研修については国が考えるということで、採用された段階で改めて考えていきたいな、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 再質問、3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、順番に再質問させていただきます。

最初の介護保険の問題なのですが、1番の既存の事業所が町の総合事業に参加できる環境づくりはということなのですが、ちょっと余りはっきりした答弁をいただけなかったのですが、私が言いたかったことは次のとおりです。

総合事業のサービス内容というのは、今度、要支援者に対していろんなサービスが多様化されますね、今度ね。例えば今までどおり現行相当のサービスだとか、先ほど課長が言った緩和した基準のサービスAとか、それからボランティアによるサービスB、それから専門職による短期集中要望のサービスC、そういうふうに4つぐらいいろいろと今度要支援者に対して多様化されたわけですが、そのうち、私は1番の現行相当サービス、つまり今要支援者に対してホームヘルプやデイサービスのサービスを提供している介護事業者が、そのまま移行しますよね、今度。この事業者の報酬単価について、厚生労働省は、国が定める額、つまり予防給付の額を上限として市町村が決めるとしていますね。既に平成27年度、今年度の報酬改定で、要支援者のデイサービスは20%以上も引き下げになっています。それはご存じだと思いますが、今、介護事業所の実態というのは、町で出した第6期事業計画書の中の事業所ヒアリングというのはありまして、それを読んでみたら、私も介護事業所の方にお話を聞いたのと全く同じでした。本当にヘルパーの人手不足が深刻なのです。そのために事業所では仕事がこなせない。ヘルパーの賃金を下げざるを得ない。今この悪循環になっているそうです。それで、介護訪問だけをやっている事業所では、朝と夜の仕事がふえて、労働条件は悪化しています。最悪だそうです。要支援の単価はどうなるのか、事業所としてやっていけるのか。これから総合事業に移って、本当に事業所の方は心配しております。国の方針とかそういうのを見ますと、事業所、総合事業によって市町村でさらに報酬単価が引き下げられる、引き下げてしまえばサービスの提供どころか事業所の継続が困難、そういうふうになっている、それが実態です。ですから、私のよく意思疎通ができなかったのかもしれませんが、事業所が総合事業に参加できる環境づくりというのは、つまり今までの予防給付の報酬、その報酬単価を事業所に町が保障していくのかどうなのか、その点をぜひお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 保障するという考えはございません。ただし、先ほども答弁の中で申し上げましたが、事業所が採算ベースというものも当然考慮しなければならない部分でございます。それと、もう一つは、皆野町だけがとり得る対応というものもあろうかと思いますが、この大きな柱となっているのは、医療と介護の連携、そういった観点から考えますと、秩父全体の医療圏、秩父医療圏を抜きには考えられない部分もございます。したがって、そういった意味から、秩父全体の介護事業所、あるいはケアマネジャーさん等も研修をする中で、打ち合わせをする中で、構築をしていきたいというふうな段階でございます。常山議員のおっしゃるような懸念をなるべく払拭をしていきたいと考えております。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 先ほど私が申しましたように、本当に今、介護事業所が、何かもうあそこの事業所は閉めたよみたいな、そんな話も聞こえてくるそうです。そして、やっぱり町は今までの介護予防給付

から7掛けか8掛けかなんて、そんなことも聞かれています。やっぱり事業所もちゃんと専門知識を持ってやっていくわけですから、ぜひ事業所が存続できるようなちゃんとした保障というのか、そういうのを求めていきたいと思います。

そして、先ほども答弁の中で言われましたが、単価を抑えるために大幅に事業費の安い資格のない基準緩和の、先ほど言ったサービスAだとか、または住民ボランティアなどのサービスBについて、いろいろと検討しているようですが、私、12月議会のときも質問したのですが、今までの訪問ヘルパーが行ってきた介護サービスのうち、掃除や洗濯、ごみ出しなど、先ほども出ましたけれども、資格がない人でもボランティアでもできるというのは国の考えなのですね。確かに、これは誰でもが日常的に行っている行為です。しかし、ヘルパーが行っている行為は、誰もが行っている行為とは全く同じではないのです。個別性が高く専門性が求められます。掃除、洗濯、ごみ出しなどの行為を通して利用者の日常の質を維持するために、必要な情報を集め、事業所で検討を行い、この人はこうだよ、こうなっているよとかという、そういうことを事業所で検討を行って関係機関と連携している、そういうふうに聞きます。ですから、私は基準緩和のサービスAについては安易に導入しないよう、また住民ボランティアについては、ホームヘルプ、デイサービスの利用を前提として補完的、補助的な役割と位置づけていっていただきたいと思いますが、その辺の課長の考え方はどうでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今、12月議会のことがご質問の中にありましたが、その12月議会の中でも申し上げたことであろうと思いますが、例えば今お話にありましたように、ヘルパーさんを利用している方がヘルパーさんが来られることによって、ただ単にごみを出す、掃除をするということのみならず、体調の管理等も目配りをしていただいているのだという部分が確かにあるかと思います。そういった部分については、尊重しながらマネジメントをしていくつもりでございますけれども、中にはそこまで至らず、本当にごみ出しだけが膝が痛くて困っているのだという方がおられた場合に、そのことのみを目的としたサービスを使っただけということも、一つの選択肢として今後あるべき姿だろうと私は思っております。ご懸念を払拭するような方法で対応してまいりたいと思いますが、そうした通常のヘルパーの基準を緩和したサービスも導入してまいりたいというふうに思っております。

○議長（四方田 実議員） では、次に移ってください。3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） サービスBのほうも受け入れていくと、そういうことですね。はい。

では、その3つ目なのですが、要介護認定の申請権の件ですが、先ほど言いました保障しないということはない、ちゃんと申請権を認めるということですね。この申請権の保障なのですけれども、これは大変な問題だと思うのです。やはり町の窓口で相談に来た人が、本当に要支援や要介護に該当する可能性のある人だと思うのですよ。結構ちょっと膝が痛いぐらいで、では、要支援にしてくださいではないよ、介護認定してくださいというふうな方だけではないと思います。もう本当に困って町の窓口で相談に来る人、そういう人が、例えば申請に来たときに、基本チェックリストを使って、はい、あなたはもう要支援受けなくても大丈夫ですよというので、地域のボランティアさんにやってもらっていただきましょうなんて、簡単に振り分けてしまう。それがとても問題だと思うのです。国では、その窓口で対応する人は専門職でなくてもよい、そういうふうになっていますよね。本当に相談者には町の窓口の専門の人が要介護認定の手続を本当に速やかに、まあ1カ月ぐらいかかると言いましたけれども、速やかに行っていただくようお願いしますが、その辺はどうですか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいまの件につきましても、窓口で排除はしないということでございます。認定を必要な求めている方には認定の手続をとる、認定が目的ではない、困っていることがほかにサービスで可能な方については、チェックリストをもってサービスの提供を行うという対応をとってまいりたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ぜひさまざまな角度から検討していただいて、そして、やはり困っている人、それを排除しないと。しっかりと対応していただきたいと思います。

そして、今回の介護保険改定は、今までにない大幅な改定だと思います。町民に改定の中身、情報をしっかりと伝えていただきたいと思います。そして、この町の高齢者の生活を守るために、どのような施策やシステムが必要なのかを、まだ遅くないです、これから行政みずから地域と高齢者の実態をしっかりとつかんでいただいて、十分検討していただきたい。そして、今までやってきた町のすぐれた介護予防、先ほども健康体操、秩父音頭でなんていうことも出ていましたけれども、町のすぐれた介護予防事業についても、さらに力を入れて取り組んでいってほしいということを要望しておきます。

それで、次の質問に移ります。次の学校司書の問題なのですが、先ほど教育長からもお話がありました、答弁されましたが、私もこの間、学校図書館の現状はどうなっているのか、この間私は中学校、それから3つの小学校を訪問して、校長、教頭、司書教諭の先生方からお話を伺い、各図書館も見学させていただきました。各学校の先生方は、朝の短い時間ですが、子供たちが読書をする取り組み、先生方みずから読み聞かせなどいろいろ工夫をして、子供たちと本の結びつきをつくっています。また、地域の図書ボランティア、それから読み聞かせのボランティアの方も本当に熱心に協力されています。授業のあいた時間ができると、子供たちは図書館に行って本を探したり調べ物をしたり、図書館を利用していることが本当に先生方の話でよくわかりました。しかし、一方、今現在、司書教諭、その方は担任を持ちながらやっているのですが、先ほども答弁の中にありましたが、本の整理とか修繕なんかを含めて本当に図書館にかかわることができない。また、司書の資格を持っているが、担任の仕事などが精いっぱい力を出せる状況ではない。司書の研修にも行きたいが、一度も行っていない。先生方は、もっと図書館を子供たちの学びの場として活用してほしい。しかし、先生方自身が時間的にかかわることができない。そんな実態がよくわかりました。

その中で聞かれたのが、やはり学校図書館の仕事、それを専門に従事する学校司書を配置していけたら本当に理想的だと、そういう声を聞きました。ぜひ教育長、この実態を踏まえて、どう考えますか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 確かに今お話があったように、非常に図書室のほう、子供たちが利用しています。私も読書というのは、物を考える、日本人は日本語で物を考えるということで、読書をたくさんしてもらおうこと、これを進めています。ただ、図書室だけをやればいいということではなくて、私が今現在気になっているのは、ノーマライゼーションの考え方で、各教室に特別な指導を要する子供たちが必ずいます。こういうふうな子供たちに対しても、担任はほかの子供たちと同じようにして、また特別な指導もしてはならないのです。図書室の運営は非常に時間がかかって大変です。また、研修にも行けないというふうな話がありましたけれども、そのほかの研修にも行けないのが現状です。教員は今、非常に忙しいのです。放課後、本来ですと、放課後子供たちと一緒にグラウンドで遊ぶ、そして、その中で子供たちの

成長を見守っていく。これが本当の教育ではないかと思うのですけれども、放課後は今、先生方も時間がない、子供たちも放課後遅くまで授業をしている、これが現実です。そういうふうな中で、今の現実を、では、どうするかということです。図書室も確かに大事です。非常に大事なことだと思います。また、国語や算数を指導するのも、これも大事なことです。それぞれの大事なことばかりなのですけれども、できるだけ効率よくやっていきたいな、そんなふうを考えているところです。ですから、司書は確かに理想です。図書室専門でいてくれる人がいれば。しかし、今のところ、まだいろいろな状況で、皆野町としては司書の採用、ここまでは考えられていないところです。司書の資格についても、今のところ法律上の資格は何もないみたいです。要するに誰でもいい。でも、実際にはそうではなくて、検討条項というのが法律の中に一緒にありました。国は、この法律が施行された後の状況を鑑み、学校図書の資格や養成のあり方について検討するというふうな検討条項くっつけています。ということは、改めてこれから司書教諭も非常に資格が必要になってくる。子供たちに指導するのです。ただ、本の整理だけすればいいのではないのです。そんなふうなところも一緒に考えて、少し今、様子を見ているところです。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 先生方が本当に忙しい中でやっている、だから、図書のほうまでという、だからこそ図書の司書が必要なのではないかと私は思っています。それで、平成24年、それから28年度、学校図書館図書整備5カ年計画というのが国にあります。それに基づいて、地方交付税の措置がされているものがあります。それは、1つは図書の整備です。それから、学校図書館への新聞配備、そして、もう一つが学校図書館担当職員の配備、以上3点に必要な経費、これは一般財源として交付されているもので、市町村において予算化が必要です。当町が予算化しているのは平成27年度の当初予算の図書購入費の小学校80万円、中学校40万円ですが、これでよろしいでしょうか。これだけですよね。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） よろしいですかと言われても困るのですけれども……

〔「それに間違いはないか」と言う人あり〕

○教育長（山口喜一郎） 書籍の購入費はそういうふうになっていると思います、はい。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） それで、確認をさせてもらいました。そして、私が特にこの質問をしている学校図書館担当職員の配備には、国は単年度で150億円の交付税措置をしています。この金額は、1週間当たり30時間、2校に1名程度の配備が可能な数字です。全国の小学校で約9,800人、中学校で約4,500人の学校司書を配置できるということです。当町には、学校司書の配置がありません。こういうふうに地方交付税で財政措置がされているわけですから、ぜひ町としても予算化をして、子供たち、そして先生のために使っていただきたい。これ、副町長、どうですか。

○議長（四方田 実議員） 最後、副町長。

○副町長（土屋良彦） 常山議員さんの質問にお答えします。

このような交付税措置、趣旨等もよく慎重に中身を検討しまして、今後検討研究してまいります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に移ってください。3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） ぜひ前向きに検討をしていただきたい。

それから、2つ目の、学校司書ではなくて司書教諭に対する研修も、先ほど申し上げましたとおり、担

任や副担任をしながらの兼務となっておって、本当に先生方、図書館になかなか行けないのですよ、かかわれないのですよという声を聞きました。やはり司書という専門的な知識や技能を必要とするものですから、ぜひ先生方の実態も教育委員会のほうでも聞いてもらって、司書教諭に対する研修の場をぜひ保証していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、最後になりますが、今まで学校司書の配置については、各自治体で本当に自主的に取り組まれていました。例えば、岡山県岡山市では1校に1名の学校司書をずっと配置しています。1カ月間に子供たちが読んだ本、その冊数は岡山市と全国平均との比較で小学校で3冊、中学校で2冊、岡山市のほうが多いという統計も出ています。図書館がいつも開いていて、子供たちが行けばそこに専門の学校司書がいて、子供たちの声を受けとめて疑問や本の情報を出してくれる。子供たちはもっと本が好きになるに違いないと思います。今、本当に活字離れが大変心配されています。本を読むことによって考える力、想像する力が養われ、ひいてはそれが子供たちの学力向上につながっていく。これは、先日いろいろ先生方、校長先生や教頭先生といろんな話を聞く中で、一致した意見です。みんながそういうふう先生方も思っています。ぜひ、これも町長の言う子育て支援の一つではないかと私は思っています。ぜひ副町長がいろいろ検討していきたいということをおっしゃいましたが、ぜひ前向きに検討していただいて、予算が来ているならそれをちゃんと使ってください。そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時01分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田 実議員） 町政に対する一般質問を行います。

7番、新井康夫議員の質問を許します。

7番、新井康夫議員。

〔7番 新井康夫議員登壇〕

○7番（新井康夫議員） 7番、新井康夫です。通告に従い、質問します。

質問事項、これは3つに分かれております。1つがお出かけタクシーについて、2番目が三沢小学校の統合について、それに付随いたしまして、土曜授業、夏休み短縮授業について、そして3項目め、有害鳥獣の対策について、以上を質問します。

まず最初の、お出かけタクシー。平成27年度からお出かけタクシーの対象地域が町内全域に拡大されました。新たな対象地域へのPRをもっと行うべきと考えます。以下を質問します。新旧対象地域の申請者数、新対象地域へのPR方法。

2番目の三沢小学校の統合について。三沢小の生徒数は今年度で36名と減少傾向にあり、皆小への統合

も検討すべきと考えます。以下を質問します。統合の判断基準、保護者、地域住民の意見。

次に、土曜授業、夏休み短縮授業、これについて質問します。各地の学校で、土曜日、夏休み短縮しての授業を行っています。当町では実施の考え方はあるかどうか、質問します。当町各学校の学力ランク、県内ランクですね、これを質問します。

続いて、有害鳥獣の対策について。各地で有害鳥獣の被害が深刻化しています。当町として独自の積極的な取り組みを行うべきと考えます。以下を質問します。当町の被害状況と現状の取り組み、今後の積極的取り組み。1つが体制の強化、独自の取り組み。

以上、質問します。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 7番、新井康夫議員からの一般質問通告書に基づきお答えします。

3番の有害鳥獣の対策について、私からお答え申し上げます。

イノシシ、鹿、ハクビシン、アライグマを中心とした有害鳥獣の駆除につきましては、わなや銃の免許が必要なことから、北秩父猟友会に全面的にお願いしております。北秩父猟友会への駆除に対する委託料の見直しについてでございますが、近隣市町村の状況等参考にして、改善を図るべく検討してまいります。

なお、猟友会への補助内容でございますが、わな、銃などの新規狩猟免許の経費について補助し、新会員の確保を支援しています。しかし、若手の確保はなかなか難しい状況であります。猟友会の会員の狩猟免許の更新経費についても補助しております。先々の猟友会の活動が維持できるよう願うところでございます。

また、防護柵等の設置経費の補助を行っております。有害獣がふえた要因につきましては、田畑等の荒廃にあります。荒廃農地が絶好のすみかであり、繁殖地であります。人間が出す残渣や農作物や果樹類は獣たちの好物であり、人家近くに餌を求めて出てきます。このようなことから、獣たちの繁殖を促す荒廃農地の解消が必要であります。しかし、これは地域全体で継続して行う必要がありますので、そう簡単なことではございません。このようなことから、引き続き猟友会に駆除をお願いし、町民の皆様には山や畑に出るときはラジオをかけたり鈴などを持ってみずからの身を守り、また餌となるものを与えないよう堅固な防護柵や電気柵で農作物の被害を防いでいただきたいと思います。

なお、当町には、有害鳥獣対策に大変詳しい、北秩父猟友会の会長であり、秩父猟政連絡協議会の会長であり、また埼玉県猟友会の副会長の大澤議員さんがおられます。引き続きご指導いただくとともに、今後も有害鳥獣の対策について地元猟友会とよく協議、連携しまして、効果的な対応を図っていきたいと考えております。

なお、被害状況、あるいは取り組みにかかわるデータ等につきましては、産業観光課長からお答えいたします。

また、1番、お出かけタクシーについては、健康福祉課長から答弁いたさせます。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 7番、新井康夫議員から通告をいただきましたご質問のうち、1項目めのお出かけタクシーについてお答えをいたします。

まず、1点目の新旧対象地域の申請者数についてお答え申し上げます。また、あわせて、利用者数、助

成金額等も固まっておりますので、あわせてご答弁させていただきます。

まず、新旧の旧のほうでございますが、26年度、本年3月末現在、申請者数は113名でございます。このうち、実際に利用された方は64名、助成金額合計72万5,000円でございます。

次に、対象地区を撤廃し、全町といたしました27年度、2カ月が経過しましたが、5月末現在、申請者数は218名でございます。このうち2カ月間、実際に利用された方は73名、助成金額合計24万2,500円でございます。

次に、2点目のPRの方法でございますが、4月号の広報に掲載いたしました。また、地区の民生委員さんには、毎月全員の民生委員さんが集まる定例会の場においてご協力を依頼しております。また、5月末に行われた区長会議においても、新たに全町対象となりましたので、事業概要等の説明を行い、ご協力をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 7番、新井康夫議員の一般質問通告書の2項目めの1つ、三沢小学校の統合についてお答えいたします。

文部科学省が公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引として、学校統廃合についての基準を60年ぶりに改めて、平成27年1月に発表がありました。

主なポイントは、先ほど申し上げましたけれども、学校規模の適正化として、クラスがえができるかどうかを判断基準に、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については速やかに統廃合の適否を検討する必要があること。2つ目が、学校の適正配置として、従来の通学距離について小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合はおおむね1時間以内を目安とするという基準を加えたことです。この2点が主なポイントです。

一方で、離島や山間部など地理的に統廃合に難しい場合や地域のために学校を残したい場合には、その判断も尊重されるべきとした上で、通信情報技術を活用したり、ほかの学校と合同授業を行ったりといった必要な対応策を示しています。

極端な小規模校は、統廃合を進めるか、統廃合をしないならデメリットを解消する対策に取り組むか、選択を促すものです。

なお、地域で学校規模の適正化を考える際には、本手引の内容を機械的に適用することは妥当ではなく、あくまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれます。手引は、基本的には学校統廃合推進へ方向転換するものですが、手引自身が基準の機械的適用にくぎを刺し、保護者や住民の意向を尊重するよう求めています。

そこで、三沢小学校の統合については、先ほども話が出ましたように、子供たちの幸せのために保護者や地域の人たちの意向が統合に向かうよう、これから計画的に進めていきたいというふうに思います。保護者、地域住民の意見を聞いているのかというご質問ですが、個人的にはお話を伺いましたが、保護者、地域の公式意見としてはまだ意見は伺っておりません。

続いて、2項目めのもう一つの、土曜授業、夏休み短縮授業についてお答えいたします。平成25年11月に学校教育法施行規則が改正され、平成26年度から教育委員会の判断で公立学校の土曜授業が自由にでき

るようになりました。学力向上を求める保護者の声も強く、多数の学校で土曜授業が導入されるものとの見方もありましたが、実際は慎重な態度をとる教育委員会のほうが多いようです。土曜授業について、文部科学省は3つに分けています。1つが、通常の授業を土曜日に行う教育課程内の土曜授業、2つ目が、体験学習など通常の授業ではできない取り組みを行う教育課程外の土曜の課外授業、3つ目が、地域、保護者、民間企業などと連携して多様な活動を行う土曜学習の3タイプに分類しています。この春から文部科学省が実質的に解禁した公立学校の土曜授業ですが、実際に実施している学校は公立学校全体で土曜授業が16.3%、土曜の課外授業が8.5%、土曜学習が19.2%だそうです。秩父地域においては、長瀨町が土曜授業と課外授業を実施しているようです。小学校は年3回、中学校が年4回だそうです。夏季休業日の期間については、市町村の学校管理規則で定めております。秩父地域では、秩父市が8月25日、横瀬町が8月27日から2学期を開始しています。皆野町は、土曜授業、夏季休業の短縮について、教育委員会内会議や町内校長会の会議において毎年検討はしておりますが、現在はどちらも実施しておりませんが、必要が生じれば実施する予定であります。

続きまして、当町の各学校の学力のランクについて申し上げますが、その前に、学力について説明いたします。学力の定義は、研究者の間で必ずしも一致していませんが、大まかに言えば、学校教育の場で計画的に獲得される能力を意味します。そして、今、日本の学校が子供に身につけさせたいと考えている能力は、「生きる力」と呼ばれて3つの要素があります。1つが確かな学力、2つ目が豊かな人間性、3つ目が健康体力、この3つになっています。そして、確かな学力とは、思考力、判断力、表現力、問題解決能力、学ぶ意欲、知識・技能学び方、課題発見能力から確かな学力は成り立っているようです。したがって、全国の学力・学習状況調査、あるいは埼玉県の学力・学習調査は、学力の全体像はつかめません。学力の一部分のみを把握することにとどまっております。そして、平成26年度の全国学力・学習状況調査で、皆野町は正答率が、小学校6年生は県平均よりも22.4ポイント低く、位置的には下位です。中学校3年生は、県平均より6ポイント低い中位に位置づけられます。この順位については、年度や全国学力調査、県の学力調査によっても違いが毎年あります。ただ、26年度の結果を真摯に受けとめて、各学校ごとに不十分なところはどこかというふうに分岐を行い、改善策の検討を行いました。そして、今年度からは、2年間にわたり埼玉県教育委員会の指定を受け、学力向上のための研究に取り組むことにしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 村田晴保登壇〕

○産業観光課長（村田晴保） 7番、新井康夫議員から通告がありました質問事項3の有害鳥獣の対策についてのうち、産業観光課長からは、1点目の当町の被害状況についてお答えいたします。

近年の鳥獣害の被害は、副町長答弁のとおり、主にイノシシ、鹿、ハクビシンやアライグマによるものであります。平成25年度と26年度の2カ年平均値で申し上げますと、農作物の全体被害額は約400万円で、被害量は約19トン、被害面積は約2.3ヘクタールに及んでおります。また、農作物への被害金額を種類別で申し上げますと、果樹が65%、野菜が約30%、芋類3%となっております。

次に、現状の取り組みといたしまして、町の補助制度の利用状況は、防護柵設置費補助件数は13件、町が委託する捕獲業務従事者への狩猟免許登録の補助は38人に交付をしております。

2点目の今後の積極的な取り組みの2番目の独自の取り組みについてお答えいたします。農作物被害の多い各農家の方を対象に、鳥獣害被害を防止するための効果的な対策の講習会や有効な柵の設置方法に係

る実施研修会を、行政区へ出向き随時開催してまいります。ことし4月には、戦場・土京区と下田野区を対象に被害対策講習会を開催いたしました。有効な柵の設置を目的とする実施研修会の開催につきましては、定住・自立圏の財源によるところの秩父地域鳥獣害対策協議会の予算で、下日野沢、大上地内の1カ所に広域獣害防護柵の設置を進めます。また、埼玉県が実施する事業を導入し、戦場・土京区、下田野区エリアに防護柵設置の展示圃を1カ所設置する実施研修会を開催する予定で進めております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問をお願いします。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） それでは、まずお出かけタクシー、これから質問いたします。

この27年度から対象地域、町内全域ということになって、大変喜んでおりました。ただ、何となく新しく対象になったところの反応が鈍いなというような感じもしておりましたので、民生委員の方に何人かお聞きしました。そうすると、健康福祉課の言うとおりに、町民が言ってくるのを待っているという方もいれば、町報4月号に載っているのを、待っていたが、改めて対象者を回ってみるとほとんどの人が知らない。説明して役場に連れていったという方。それから、全ての対象者の家を回ったと。町からの案内書、説明書ですか、これが足りなかったのか、自分がコピーしてそれぞれ回って説明いたしましたというようなことをおっしゃっていました。

そこで、お聞きいたします。民生委員に対して、健康福祉課課長のほうから説明されたようですが、どのように民生委員の方にお話ししましたか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 今回の対象地区撤廃に当たりまして、先ほど申し上げましたように、民生委員さんに、全員の方が集まる場所においてお願いをいたしました。その中で、お願いをしたのは、特に新たに対象地区になった地区の民生委員さんに、どのように取り扱ったらいいのかという点について、積極的に掘り起こすような形でそのことのみをもって回っていただかなくても結構ですというふうにお願いをいたしました。と申しますのは、対象地区、特に皆野地区の方などは、早速町報を見てご自身が役場のほうへ出向いた方もおられましたし、また日常業務の民生委員さんの活動が忙しい中で、そのことのみをもって回っていただくのも大変かなという気がしておりましたので、時間をかけて見守り活動の中で対応していただければ結構ですという趣旨で、このことのみで回っていただかなくて結構ですというふうなお願いをしております。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 今そういうふうな話で、私が民生委員の方向名か、そして役をしている民生委員の方に確認いたしました。今課長が言われたようなことのようにだったようです。そうしますと、捉え方が各民生委員によって違って来るわけですね。ある民生委員は、やはりお出かけタクシーという制度ができたので、積極的に知らせようと。それから、ある民生委員は、相手が言ってくるのを待っていようと。そうすると、同じ町内の中で公正さが欠けてしまうと。あそこの地区の人は、お出かけタクシー、これを申請したと。こちらの地区の方は、お出かけタクシー、話も知らないというようなことで、本当にいいのかどうか。そう考えますと、課長の言われた、積極的に掘り起こす必要はないと。日ごろの見回り活動の中でやってほしいということですが、民生委員からいたしますと、民生委員は、例えばいつ来た、いつ来な

かったとか、対象地域の方々がいろいろ文句を言ったり、「何やってるんだ」とかいろいろ苦情も民生委員は聞いているわけですね。そういう中で、お出かけタクシーにばらつきがあったということになると、これまた民生委員、いろいろ町民から文句を言われたりするような形になると思います。そもそもこれに関しましては、平成26年10月の議会日より、これは議会から議長名で、お出かけタクシーに関する申し入れ、これを知っていると、しているわけですね。ですから、これは重く受けとめてほしいと、そのように思います。そして、平成27年度予算大綱で、予算編成の基本姿勢について、これは私が質問しましたが、事業の廃止を含めた優先順位について、厳しい選択を行うことを基本的な姿勢で臨んだと書いてありますが、具体的には何かと質問したところ、副町長のほうから、遺児手当の廃止、長寿祝金の見直し、お出かけタクシーの拡大拡充、学童保育所の新たな設置、これを見直しということで副町長のほうから回答がありました。そういうことを考えますと、課長の段階でこのようなことを言うのは非常に民生委員に混乱、そして町民、申請すればタクシー券がいただける、そういう人たちのばらつきというか、これが生じてしまうということで、これに関しては改めてもらう必要があると、そのように思います。ですから、再度PR、再度民生委員に説明していただくということが必要だと思います。そして、説明するときには、課長が説明したような定性的な言葉ではなく、やはり定量的な言葉で言っていただきたいと、そのように思います。再度これに関しては広報し、民生委員の方に、歩いていない民生委員の地区には歩いていただくということをしていただきたいと思いますが、副町長、いかがですか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お出かけタクシーにつきましては、課長の言うとおりでございますが、重点施策ですか、新たな取り組みの一つで、町としても推進している一つの事業でございます。民生委員の活動内容につきましては、町というのですか、町長の指揮下にないと、組織的には、そういうこともあります。ただ、要請と申しますか、できる限り対象者にわかりやすく具体的に説明してもらいたいというような要請はしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） ぜひそのようなことで、公正さを期した形でのお出かけタクシー制度、これにさせていただきたいと思います。これに関しましては、皆野町地域福祉計画最終目標、これも公正な形をうたっておりますし、それから福祉タクシー、介護移送タクシー、これも町長が言っているように、スムーズにお出かけタクシーとの関係ができておりません。シームレスな形をとれば一番いいのですが、できません。そうしますと、お出かけタクシーで困っている人を救い上げるということも大事な使命ではないかと、そのように思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、三沢小学校の統合について。これに関しましては、林議員の質問の中で、皆野小学校との統合、これを視野に入れていると、検討していきたいということのようですが、まず、文部科学省からの通知は、県を通じていつ町のほうに来たのでしょうか、教育委員会のほうに。

○議長（四方田 実議員） 教育次長、わかりますか。教育長いく……。

〔「もしあれでしたらいいです、後で」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 後でいい。では、それは次に。

○7番（新井康夫議員） はい。それでですね、通知が来て、その中で、決定権は市区町村の教育委員会にありということですよ。それと、もう一つは、先ほど副町長の答弁の中で、三沢小学校の統合、これは平成12年、この段階で教育長のほうから答申があったということです。その後15年たっているわけですが、

その間で統合に関する検討はなされたのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） その後の検討はしてありません。

つけ加えますと、先ほどの通知ですけれども、ことし1月27日付で出されましたので、今2月か3月に来たようには思います。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、その辺の答申を受けて、15年間検討していなかったと。そして、三沢小学校の生徒数は現在36名ですか……38名ということになっております。その間で入学者、それから卒業生、この辺は少なくとも5年、6年単位で把握できると。それから、大きく人数が変更するというような要因は少ないと思いますので、その間で検討していただければ非常によかったなというふうに思います。

そして、町長が言われたそうですが、三沢小学校は合併だよなど。ところが、保護者や地域住民との意見交換、これが全くなされていないと。そして、私も3月前までの三沢小学校の教員に聞きました。三沢小学校の統合、いろいろ考えられているよねと言ったら、「えっ、そんな話あるんですか」というようなことで、教員そのものは全く知らないような感じでした。急に降って湧いたように、小学校の統合、こういう話が出てきましたが、本来は前々から検討していなくてはいけないということになります。そして、検討するに当たっては、住民、保護者、この意見交換を交えた検討委員会、これを設置して、地域住民の意向を反映ということがうたわれておりますが、その前にも「合併だよね」というような話もまたこれおかしいもので、やはりきちっと学校を統合する、あるいは廃校にするということは、積み上げて、そして計画的に持っていく、こういうことが必要なと思います。そして、教育の中に判断力とか、先ほど計画力とか、そういうのも学力の一つと言いましたが、やはり大人みずから計画力とかそういうものをちゃんと発揮して、積み上げをした上での統廃合ということを考えていただきたいと、そのように思います。

スケジュール的には、今、統廃合、いつごろをめどに考えているわけですか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） いつというふうな日はありませんが、近い将来ということだけは考えています。

今、計画的にということですが、つい2年ほど前に金沢小学校のほうの統合をしていただきましたけれども、そのときも、とりあえずまずPTAの役員だけの意見、それからPTA全体の意見、地域の意見、それから地域全体の意見というふうにやはり段階を追っていかないと、途中で収拾がつかないことになるというのがよその地区にもありましたので、今おっしゃっていただいたように計画的にこれから進めていく、そんなふうに考えています。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そのような形で進めていただきたいと思います。

そして、これはきっちりした計画に基づいてしていただきたいと。児童にとっては、これが何年かずれる、15年ほど検討がまだされていないということは何もしていなかったということになりますので、その間で三沢小学校の児童たちは、もしか皆野小学校と合併した場合、要するに合併して大きな学校、大きなクラスになった場合のメリット、これを15年間享受できなかったということになりますね。そうすると、教育を受けるその場合の機会損失と、これは15年間続いてしまったということになりますので、そこは慎重に、そしてしっかりとした計画を立てて、後戻りがないような形で進めていただきたいと、そのように

思います。

続きまして、土曜、夏休みの短縮の授業についてと、それから当町の、私は各学校の学力ランクということで質問したわけですが、それは出せないかもしれませんので、それはそれで結構ですが、夏休みの短縮授業、あるいは土曜授業、これに関しましてはいろいろ地域の実情もあると思います。それから、もう一つは、いろいろ通常的な授業でするのか、体験教育にやるのか、いろいろあると思います。そういう中で、皆野小学校の小6学力が、これは平均より22.4ポイント下がっているというわけですよ。仮に私、今初めて聞きましたので、平均が72.4ポイントでいくと50ポイントになりますよね、相当のこれは開きがあると思います。そういう中で、私はことし3月議会で教育長に質問しました。そして、その中で、来年度は県のほうから指定を受けて、皆野町全域で子供たちの基礎学力向上についての研究を進める予定ですよということと言われました。これは、要するに、皆野小学校の学力が低いので、県が心配して皆野町全域で子供たちの基礎学力向上についての研究を進めると、そっちのほうから来た話でしょうか。

○議長（四方田 実議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 実はこれはそういうわけではなくて、埼玉県の学力・学習状況調査の方法が今年度から変わるわけなのです。それが今までは全体的な平均的なもののみを出していたのが、これからの調査は、一人一人を追いかけて5年間、6年間でどれだけ伸びたか、そういうふうなテストをしていくということで、県内で6カ所、東西南北で1つずつ、それであと2つを抽出でやるということになりました。北部地区では皆野町がやりたいということで、どうですかという話があったので、ぜひやりたいということで手を挙げました。それで、何をやるかということ、子供たちがどういうふうにとったら授業に楽しんで取り組めていくか、そしてその結果を学力が上がっていく、そういうふうな研究をこれからそれぞれの学校でやって、それを皆野町全体としてまとめていこう、そういうふうな計画になっています。2年間の計画です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そういうことでは、ちょっと私も安心したのですが、ただ学力のみを求めると、特にその中で何を知っている、あるいは暗記しているとか、そういうことでなく、全体の学力、知・徳・体という中での学力を、ぜひ今後も皆野町教育委員会として向上に努めていただきたいと、そのように思います。

1つだけ、小6の22.4ポイント、これを1桁ぐらいのところまでぜひ持っていくように努力をお願いして、夏休み短縮授業について質問を終わります。

続きまして、有害鳥獣の対策について。私は、ここではイノシシについて質問を絞っていきたいと思います。なぜこの有害鳥獣について質問したかといいますと、最近、イノシシが腰地区、根岸地区、戦場・土京地区、下田野地区、ここにあらわれまして、作物の被害が出ていると。また、イノシシが人、特に子供や高齢者に危害を加える、こういうおそれがありますので、それを心配して質問させていただいております。ご承知のように、日本各地で有害鳥獣による農林業の被害が問題になっております。調べたところによりますと、このうち被害はイノシシが4割を占めるという統計も出ているようです。そういう中で、いわゆる山里、腰地区とか根岸地区、土京地区とか、こういうところにイノシシが出てきたということは、非常に繁殖力が旺盛で、イノシシは夜行性ではなく本来は昼行性であるということのようです。そして、放置していきますと被害が拡大するおそれが大きくなるということもありまして、当町の対応はどうなっているのか、質問させていただきました。新聞等によりますと、中国地方、広島とか岡山とかあっちのほ

うですね、あの山間地では、イノシシの害によって集落を放棄したというようなところも出ているそうです。皆野町でも、イノシシの害によって集落が放棄されるということのないように、しっかりと町として取り組んでいていただきたいと、そのように思います。

そして、私の提案ですが、先ほどいろいろ報告していただきました。それと重なる部分もありますが、1つは、秩父定住・自立圏、これで取り組んでおりますので、秩父地域の鳥獣害対策協議会、これとの連携、対策をぜひお願いしたいと思います。ただ、その秩父共生ビジョンによりますと、いろいろ被害が大きくなっているのにもかかわらず、まとめのところで「今後の展望」というようなことで、眺めたり見渡すこと、この「展望」という言葉を使っておりますので、そういうことではなく、より深刻に捉えた形での定住・自立圏の取り組みをひとつお願いしたいと。

それから、独自の取り組み、これは皆野町独自でできることだと思いますが、有害鳥獣の捕獲事業委託、この強化と見直し、これをぜひお願いしたいと思います。これに関しましては、体制の強化というのが1つあると思います。どのように体制を強化するのか、これは委託先の相手方といろいろ打ち合わせをしないと体制の強化は図れないということになりますので、ぜひ体制の強化を図っていただきたいと。

そして、どちらかという、現状ではボランティア的な活動、こういうふうなことになるようです。補助金の見直しとか、そういうことも含めて全体的な捕獲事業の委託、これを検討していただきたいと、そのように思います。

それから、人里近くにもイノシシがすんでいるということを前提に、これを捕らないと被害や危害は減らないということのようです。幾ら山奥のイノシシを捕獲しても、人里近くにすむイノシシが害を及ぼすということですので、そちらのほうの捕獲・駆除、これをしなくてはいけないということのようです。そうしますと、箱わなとかくり縄、これの保有数をふやすと。特に箱わな、これは今現在イノシシ用は2台しかないわけですね。これをもっともっとふやして、里山近くのイノシシを捕獲すると。そして、農業被害、人に加える危害、これを防いでいかななくてはいけないと。

それから、もう一つは、防護柵、先ほど産業観光課長からもありましたが、この設置の補助の充実、これも考えていかなければいけない。こういうふうなことで、これをぜひ検討していただきたいと、思います。いかがでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 新井議員さんからの有害鳥獣関連のご質問にお答えします。

まず、体制の強化、おっしゃるとおりでございます。有資格者の、また猟友免許ですか、その方のみしかできないということで限られた方でございます。この会に対する補助、また捕獲に対する委託料の見直し、全面的見直しを行いたいと思います。

また、わなや箱ですか、その柵の補助につきましても、どういう形が一番効果があるか。先ほど申し上げましたが、猟友会の会長、猟友会の皆さん方ともよく協議して、効果のある補助あるいは見直しを進めていきたいと、思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） いずれにいたしましても、取り組みを強化していただくということが必要だと思います。山麓という字があります。この山と麓という字、これは林という字が上に冠としてあって、その下に鹿と書かれているわけです。麓という字はそういう字になっています。調べてみますと、山の麓とい

うのは林があって鹿が群れて長く連なっている様子だと。ですから、麓は非常に広く存在していると、そのような意味だそうです。そして、今のままイノシシを放置しますと、漢字で「麓」という字が、「林」という字にその下に麓は「鹿」ですけれども、「猪」という字が書かれて「ふもと」ということになってしまうかもしれませんので、そうならないように、ぜひイノシシ駆除、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海です。

今、国会では、昨年7月に閣議決定した集団的自衛権行使容認に道を開く安保関連法案、イコール戦争参加法案と言われていますが、それが審議されております。そして、安倍内閣は、大幅な会期延長まで行い、今国会中に戦争に参加できる国づくりに向けて法案の成立をもくろんでおります。しかし、衆議院の憲法審査会で与野党が推薦した憲法学者3人に対する参考人質疑の中でも、現在の安保関連法案に関する質問に対し、与党推薦の参考人も含め、全員が憲法9条に違反していると、このように明言しております。これも当然のことで、閣議決定した集団的自衛権行使容認そのものが憲法9条を事実上否定した解釈改憲であるからであります。戦後約70年間、他国から侵略されることも攻撃されることも、そして戦争によって一人も殺すことも殺されることもなかったのは、非武装・中立の憲法第9条があったからであります。

また、今通常国会では、生涯派遣につながる労働者派遣法のかぎ括弧つきの改正、そして収入制限があるとはいえ、残業代ゼロ法案と言われている労働基準法のかぎ括弧つきの改正など、労働法制の大改悪がされようとしております。今日、既に労働者や勤労大衆の実態は非正規労働者が2,000万人を超え、役員を除く雇用労働者の40%に迫り、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと言われる低賃金労働者は1,100万人を超えております。まさに結婚もできない、子供もつけれない、労働力の再生産もできない労働者が増大しております。こうした要因が、1986年からの労働者派遣法の施行であり、1999年の女性の時間外・休日労働及び深夜労働の規制を撤廃した労働基準法の改悪にあると言っても過言ではないかと思ひます。また、男性同様に低賃金で時間外、休日労働、深夜労働を強いられている労働環境下で、女性が活躍できる社会づくりでは少子化に歯どめがかかるところか、ますます子供の減少につながることは明らかであります。

また、今日までの自民党中心とする保守政権によって、秩父地域のみならず、全国津々浦々の地方自治体は、少子高齢化、人口減少、限界集落、地方経済の衰退、そして消滅可能性自治体とまで言われる状況に置かれております。そして、このような実態に追い込んだ要因については一切触れず、「地方創生」の名のもとに各市町村は2015年度、今年度中ですが、地方版総合戦略策定が求められております。そして、石破茂地方創生担当大臣の、地方創生に本気で取り組まない自治体には支援をしない、このような責任の全てを地方に転嫁する本音まで飛び出してあります。こうした中での2項目の質問を行いたいと思ひます。

1項目の山林の維持・管理について。日本の国土の約70%は森林であり、身近なところに豊富な資源を抱えていることとなります。しかし、林業は、1960年（昭和35年）の木材の輸入自由化以降、1967年（昭

和42年)をピークに国産材の生産量は年々減少傾向にあり、輸入自由化以前には90%を超えていた木材自給率も低下し、近年では20%まで落ち込んでいると言われております。そして、国産材の価格は、1980年(昭和55年)をピークに長期の価格低迷が続いており、近年の杉丸太ではピーク時の3分の1まで低下し、これでは立木を伐採し販売しても、搬出コスト等の経費を差し引くと所有者にはほとんど利益は残らない、このような厳しい林業の実態にあります。そのことは、干ばつ等の諸費用も捻出することができず、山の手入れもできず、山林は荒れ、大洪水や森林の崩壊が各地で発生するなど、林業の衰退が自然環境にも大きな影響をもたらし、悪循環となっております。皆野町においても、森林が約60%を占め、林業の実態も前述と変わらぬ現況下にあるかと思えます。

そこで、①としまして、町有林の現状と今後の活用について。現状における町有林の面積、筆数だというとなると多くなると思えますので、あと箇所数ですね、町有林の。面積と箇所数。そして、現地を踏査し、境界等調査した経過があるのかどうか。また、現地を確認できるような境界杭といいますか、等設置されているのかどうか。また、現地を把握している担当者といいますか、職員がいるのかどうか。現況において、現状において、木材価格が大きく好転する、そういった兆しはありません。ただ、標準の伐採期を過ぎている町有林はどの程度あるのか。そして、今後の町有林の活用について。

2点目としまして、民有林や共有林の受け入れについて。今後、民有林や共有林の維持・管理について、大変困難な面が予想されます。既に共有林等の組合では、数年後には固定資産税も納税できない、そのような会計実態にもなってきております。こうした中、民有林を含めまして、町として受け入れるというか、町有林として受け入れを望む、そういったケースも当然考えるわけですので、これらに対する町の考えをお聞きしたいというふうに思えます。

3点目ですが、山村境界基本調査について。国土の70%が森林、その多くの地域で地籍調査が行われていない、そういったところもあるようです。特に山村部における地籍調査進捗率は約40%、このようにも言われております。特に山村部におきましては、土地所有者の高齢化なり、また不在地主の増加等々、山林の境界についても詳しい人が少なくなってきております。さらに、山林等の手入れがほとんど行われていない中で、山林の荒廃は進み、土地の境界それ自体がわかりにくくなっている、このような現状にあるかと思えます。こうした土地の境界に対する人証なり物証が失われている中、土地境界に詳しい者が、もう既に遅いかもわかりませんが、残存するうちに、境界に関する情報を保全するために、国は平成22年度から山村境界基本調査を実施しております。皆野町の山林の地籍調査の実態と、この山村境界基本調査の活用について、どのような考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

2項目の皆野町総合戦略策定事業について。安倍政権は、2014年12月末、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、2015年度からの5年間の計画で地方で30万人の若者雇用創出や東京圏内からの転出者を4万人ふやすなどの数値目標を掲げております。その実現のため、総合戦略では、地域の課題については地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることなどが重要である。このため、地方公共団体が自主性、主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を講ずる。このようにしまして、その受け皿として、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を2015年度中に地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界、大学、金融機関、労働団体、俗に言う「産官学金労」が連携し、効果的な施策が実施されるよう求めています。そのために国は各種データや政策パッケージの提供などによる支援、これらについては、地方にとっては必要なメニューが並んでいるようですが、地方が今日の状況といたしますか、地方衰退なり疲弊に至った、そういった本質には一切触れておりません。地方の基幹産業である、

また共同体を構成している農林水産業を含め、国の姿を大きく変え、地方をさらに壊滅状況に追い込むTPP環太平洋経済連携協定など、矛盾した政策も推進しております。

このような現状下、1点目なのですが、何を意図した総合戦略かということなのですが、既に皆野町の人口ビジョン及び皆野町総合戦略策定の業務委託の入札が予定されておりますよね。皆野町として、どのような目的というか、基本的な戦略を構想しているのか。

2点目ですが、総合振興計画等の関連についてであります。共同通信社がことし1月から2月に実施した地方創生に関する全国の首長アンケートの分析によりますと、地方版総合戦略の策定が交付金の条件となっていることに対して、既存の、総合計画とも言われているのですが、皆野でいえば総合振興計画になるかと思うのですが、こうした総合計画との重複することへの疑問や地域の実情に合わない計画づくりを強いられることへの不安などが明らかにされております。皆野町におきましても、同様な問題を抱えていると思いますが、総合振興計画などの長期計画との整合性についてお聞きしたいと思います。

とりあえず以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員から通告がありました一般質問にお答えをいたします。

初めに、山林の維持と管理についての1点目の町有林の現状と今後の活用について。町が所有する山林の現況は、平成25年度決算書によりますと、75筆、82万8,607.34平米、このうち貸し付け分収林が4件ございまして、58万8,584平米、立木の推定蓄積量は8,254.1立米となっております。借り入れ分収林では5件で8万8,418.57平米、立木の蓄積量は2,925.1立米となっております。残り2万4,023.34平米の立木の推定蓄積量は1万4,961立米となっております。このうち、くいが入っている山林につきましては、日野沢、それから三沢、何カ所かございます。現地を把握している担当職員については、残念ながら知っておる者はおらない、少ないと思います。

伐採期を迎えている山林について申しますと、貸し付け分収林が4件、これは4名、計17筆。借り入れ分収林が5件、筆数で23件ございます。これら全てが契約上の期間を過ぎております。要するに、伐期を迎えている、伐期を過ぎていているという状況になりましょうが、先ほど内海議員からもありましたように、伐採をし、搬出するコストが大変かかるということから、この伐期を迎えている山林についても伐採をせずに据え置かれているのが現況かと思えます。

あと、くいの状況について、先ほど申し上げましたが、平成22年度、県の緊急雇用創出基金・市町村補助金で山林、森林の調査事業を実施しております。調査にあわせて一部については下刈りや草刈り等も実施しておりまして、約60筆の現地踏査を行っております。

町が貸し付けている分収林につきましては、借受人が管理を行うこととなっております。町が借り受けている分収林と直営林については、ここ何十年の間、手を入れた記録はございません。町が貸し付けている分収林は、契約期間が終了し、立木を伐採した後の山林の活用といたしましては、企業や大学などによる森づくり事業に活用していただいておりますので、今後も同様の活用を進めてまいりたいと考えております。

2点目の民有林や共有林の受け入れについて。維持管理ができない山林がふえていることはご指摘のとおりでございます。その維持管理ができない民有林や共有林が、林道等の開設などにより公共事業に供する目的の土地に該当するのであれば、受け入れは可能であるかと判断をいたします。

3点目の山村境界基本調査について。この調査は、国土調査法に基づいて実施をする調査でございます。平成26年第3回定例会で宮前議員からの国土調査をどう考えるかとの一般質問に対し、町長は、現在のところ国土調査の具体的な着手は考えていませんとお答えをしております。今回ご質問のありました山村境界基本調査は、国が事業主体となって国土調査法に基づいて実施をするもので、調査を実施するための要件の一つとして、おおむね今から10年の間に地籍調査を実施する予定がある町村であることの縛りがございます。このことから、国土調査法による地籍調査の着手が具体的にになった際に、山村境界基本調査についても検討していかなければならない問題であると考えております。

次に、皆野町総合戦略策定事業について、1点目の何を意図した総合戦略なのかについて。平成26年11月21日にまち・ひと・しごと創生法が成立し、同月28日に公布されております。この創生法では、市町村にも地方版総合戦略の策定を求められておるところでございます。このことから、皆野町総合戦略は、皆野町が主体となって、皆野町において潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成し、皆野町を担う個性豊かで多様な人材の確保と地域における魅力ある多様な就業機会の創出を一体的に推進するため、仕事づくり、人の流れ、結婚、出産、子育て、まちづくりに関する分野の施策を戦略に位置づけ、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、皆野町の人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正しながら、皆野町の住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある皆野町を維持していくことの実現を意図したものであります。

2点目に、総合振興計画との関連について。地方版総合戦略の目的は、町の人口減少の克服と地方創生にあります。総合振興計画は、町の総合的な振興と発展を目的とした計画であります。両者はともに皆野町の未来を見据えた共通点がありますので、整合性を図る必要がございます。地方版総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが義務づけられておりますが、この総合振興計画においてはこれらは義務づけはございません。この理由から、国では、地方版総合戦略と総合振興計画とは原則別々に策定するとしております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 再質問をお願いします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 総務課長のほうの答弁で、町有林については約80……平成25年度末の町有林の面積、決算書で見ますと82.8ヘクタールですから、ほぼ答弁と合っているわけなのですが、いずれにしても、平成25年度中に約33.7ヘクタール減少していますよね。この減少している理由について、1点目はお聞きしたいというふうに思います。

それと、町有林の境界杭等の設置されているのは数カ所だということなのですが、いずれにしても、町有林については75筆ということですので、ほとんど境界杭については設置されていないというふうに判断したほうがいいかなとは思いますが、いずれにしても、現地を踏査した経過があるのかどうか。恐らくないのではないかなとは思いますが、それで、筆数で言われたのですが、箇所数ではどの程度なのか、この点わかりましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田 実議員） 答えられますか。

総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えをいたします。

森林の面積が減少している理由でございますが、従来から地目が山林、原野、保安林であるものを山林

として決算書の報告書には計上しておりました。これを平成25年度から見直しいたしまして、分収林として使用しております原野、保安林を除き、原野、保安林についてはその他の項目に振りかえております。このことから山林の決算年度中の増減高が減少しております。山林の実面積が変わったわけではございません。

それから、筆数でございますが、主に借り入れ分収林について、境界を決めた経過がございます。現在5名の方、23筆ございますが、この中の既に分収林契約は期限が切れて解消しておりますが、阪上さんから借りておりました数筆について、境界を設置した記憶がございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 減った理由については理解しました。

せめて町有林ぐらいの境界というのはきちんとやっておく必要があるのではないかなと思いますので、山林境界の基本調査、これとは別に、少なくとも町有林の境界をはっきりしておくなり、または境界杭を打つなり、そういった対処をすべきと思うのですが、この点についてお聞きしたいというふうに思いますし、また先ほども、今後民有林なり共有林なり、そういったものの維持管理が大変になっていく中で、町として、条件によってということだと思うのですが、受け入れは可能だということでもあります。ぜひ、ますます納税等も大変になってくる中で、物納と言ったらおかしいですが、町のほうに管理をお願いしたいと、そういったケースが出てくると思いますので、ぜひそういった点での受け入れ態勢というのはとっていただきたいというふうに、要望させていただきたいと思います。

1点だけ、本来なら全ての山林の境界ですか、そういうのをきちんとすべきとは思いますが、少なくとも町有林の境界等、きちんとしておく必要があろうかと思っておりますので、この点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） ご指摘のとおりでございます。山林につきましては、町の財産となるわけですから、その財産を保全するためにも境界はしっかりしておくことが必要かと思っておりますので、今後、町の山林の境界をどのように画定していくか、検討を進めてまいります。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ぜひそういう方向で、せめて町有林だけはそのような形を進めていただきたいというふうに要望させていただきたいと思っております。

2項目めの、広辞苑では、政治・社会運動上での「戦略」についてはこのように書かれています。主要な敵、それに対応すべき味方との配置を定めること、これが「戦略」の意味のようです。今回、地方創生のこれが総合計画ではなくて総合戦略、このように国のほうも命名しているわけなのですが、その理由についてはわかりません。ただ、今日の地方衰退なり地方崩壊なり、そういった状況をつくってきた要因といたしますか、そのことについては先ほど申し上げたのですが、少なくともこの間の小さな政府といたしますか、政府づくりといたしますか、今回の地方創生の狙いとしては、1つには道州制のところを持っていくと。そういった国のといたしますか、政府の狙いがあるのではないかと、このようなことが既に言われております。皆野町の総合戦略の基本的な考え方については、先ほども述べられておるのですが、少なくとも現在の状況を招いた政治的なり経済的な背景、こういったことをきちんとその要因なりを明らかにした中で、総合戦略といたしますか、それこそ敵がどこだということを定める中で、総合戦略をつくっていく必要があ

ろう、これは私の考えなのですが、いずれにしても、この秩父地域なり、皆野町なり、そういった地域の中で働いて生活して、またこの自然環境なり国土を守って共存共栄していく、そういった地域社会の構築、これがこうした総合戦略でなくてはならない、これは私はそのように思っております。そういった点と申しますか、単なる政府のほうから出されております人口ビジョンなり、また政策パッケージ、少なくとももう既にこの策定事業の支援の事業を委託するというので今進めているかと思うのですが、そういった「せざるを得ない」というのがある程度は理解できるのですが、少なくとも皆野町としてこの戦略、戦略という限り、どこを標的と言ったらおかしいですが、今日の状況を招いたそういった要因なりを明らかにする中で、そこからやっぱり改善を図っていくと申しますか、将来の地方再生なり地方創生と申しますか、そこに結びつけていかななくてはならないというふうに思っております。そういった戦略の持つ意味と申しますか、だから、総合振興計画とかはまた違うと思うのですよね。今回特に総合戦略ということを出しているわけですから、その点について、総務課長も振興計画と今回の5年間の総合戦略とは違うと、このように明確に言われているわけですから、この点について、戦略、どこを目的に考えているか、この点についてありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） お答えいたします。

総合戦略、戦略とはあることを達成するための目的と手段だというふうに考えております。ですので、目的と手段でどのような成果を上げるかが具体的にしなければならぬと思います。私は、皆野町のまずは人口の減少の歯どめ、人口の増加もあります、まず歯どめ。その歯どめをかけるには、町の中で働ける場所、生活といえましょうか、働ける場所があることが大事だと思います。働く場所を求めて人口の流出があると思います。そうしますと、皆野町の中で企業誘致ということも図らなくてははいませんが、皆野町の財産と申しますと、農業、林業、これが昔から行われております。この農業、林業の衰退といえますと語弊があるかもしれませんが、これが弱小していく中で、人口が都会に流出した一番の原因であるかとも思います。昔のような農業行政の厚い保護というのは無理かもしれませんが、そこらを今いる皆さんで力を、そして知恵を出し合って、戦略を立てていければというふうに考えております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。まさにそうだと思いますし、私も常々、この地域等における将来像含めて、そういったことを申し述べてきた経過があるのですが、いずれにしても、午前中からの具体的には三沢小学校の統合問題なり、また学校の図書司書教諭なり、学校司書ですか、その問題等も出されておりましたが、財務省は、少子化による学級数の減少を理由に、2025年までの10年間で公立小中学校の教員を約4万2,000人削減できると、このように試算しているようですが、こうしたことも、一方では地方創生ということを出しながら、大変矛盾する内容だというふうに私は思います。少なくともこの間、もう1985年代から、直接秩父地域においては国鉄とかそういった問題には関係していませんが、国鉄を初め、電電公社なり、また郵便事業等々、昔は3公社5現業と言われていましたが、そのほとんどは民営化されて、また地域なり地方からこういった職場がなくなってきております。秩父地域でいえば営林署等々もその例かと思いますが、残っている事業についても、事業の縮小なり、また非正規労働者が大半を占めると、このような職場の実態になってきております。また、1985年の、よく円高を招いた要因ということでは申されておりますが、プラザ合意以降、それまでは地方に工場を展開してきた大手の製造業等も、地方の工場を撤退して海外に生産拠点を移してきたと。こういったことが先ほど総務課長のほ

うからも言われておりますし、地方の雇用の場が大変厳しくなっていると。こういった要因になっているかというふうに思います。

また、近いところでは、約10年前の平成の大合併、これによっても、既に地方公務員が大幅に今削減されておりますし、また非正規の臨時職員等が比率が高くなっていると。当時、秩父地域がこの合併の問題が出たときに、秩父地域が1つになった場合、年間で約10億円の経費が削減できると、こういった試算がされていたかというふうに思います。結果として秩父は1つにならないで1市4町という形で残っているわけなのですが、それにしましても、かなりの経済効果が少なくなったと。そういったことについては言われるかと思えます。いずれにしましても、平成の大合併等によって地方の公務員は大幅に削減されてきておりますし、非正規の臨時職員等の比率が高くなっていると。こうした状況が生まれているわけなのですが、それにしましても、先ほど総務課長のほうからも言われております。だからといって黙って見ているわけにはいきませんので、この地域が、地方が、本当に生き延びられるためのきちんと戦略を持って、今後の行政運営をやっていける、そういった皆野版の地方総合戦略の策定ができますよう、これから恐らくこの検討委員と申しますか、そういった組織もつくられると思うのですが、ぜひこの地域が将来的にも、先ほど総務課長のほうから、豊かな潤いのある地域と申しますか、そういった将来に向けて計画を立てていきたいということと言われておりますので、ぜひそのようなことを重点にしながら、皆野版総合戦略を切に要望しまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時47分

○議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田 実議員） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第22号から議案第23号まで並びに承認第2号から承認第4号までの5件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 日程第6、議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,478万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,678万2,000円とするものであります。

歳入では、主なものとして臨時福祉給付金、子育て世代臨時特例給付金及びマイナンバー制度システム改修に係る国庫補助金のほか、埼玉県知事選挙執行委託費交付金を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、ただいま申し上げました国庫補助金、県委託金にかかわる事業費のほか、皆野町議会議員一般選挙及び皆野町農業委員会委員一般選挙に係る経費を計上しました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 平成27年度皆野町一般会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税827万5,000円の増は、現況地目の見直し、未申告法人への課税に伴う土地及び償却資産の増によるものでございます。

その下、項3軽自動車税、目1軽自動車税58万5,000円の減は、4月1日施行を予定していた税率改定を見送ったことに伴う減でございます。

次の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金1,422万3,000円の増は、消費税率引き上げの影響緩和のため、低所得者を対象に実施される臨時福祉給付金に係る補助金の追加によるものでございます。

その下、節2児童福祉費国庫補助金2,170万5,000円の追加は、臨時福祉給付金同様、消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯を対象に実施される子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金の追加及び子ども・子育て支援新制度の施行に伴う子ども・子育て支援国庫交付金850万7,000円、子ども・子育て支援整備国庫交付金814万2,000円の追加によるものでございます。子ども・子育て支援に係る交付金の追加は、従来県補助金として交付されていた放課後児童健全育成事業費県補助金、保育対策等促進事業費県補助金、子育て支援拠点事業費県補助金が組み替えられ、国及び県から交付されることになったことに伴うものでございます。

その下、目7 総務費国庫補助金1,152万2,000円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金の追加によるものです。住民基本台帳システムほか9システムの改修を予定しております。

次の款15県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金2,446万2,000円の減は、先ほど国庫支出金で申し上げました子ども・子育て支援新制度の施行に伴う補助金の組み替えに伴うものでございます。放課後児童健全育成事業費県補助金から放課後児童クラブ整備費補助金までは廃止され、新たに子ども・子育て支援県交付金及び子ども・子育て支援整備費県交付金が創設されております。

4ページをお開きください。款15県支出金、項3 県委託金、目1 総務費県委託金576万9,000円の追加は、本年8月9日執行の埼玉県知事選挙執行委託費交付金を追加するものでございます。

次の款17寄附金、項1 寄附金、目2 教育費寄附金5万円の追加は、ふるさと納税として頂戴したもので、人材育成を目的にご寄附いただきましたので、図書購入費に充当させていただきます。

その下、目3 民生費寄附金3万円の追加は、福祉事業資金としてご寄附いただいたものです。ありがたく頂戴し、活用させていただきます。

次の款18繰入金、項1 基金繰入金、目3 図書購入基金繰入金5万円の減は、図書購入費へふるさと納税5万円を充当することに伴い、減額するものでございます。

その下、目4 財政調整基金繰入金1,830万5,000円の増は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の5ページからが歳出でございます。主なものについてご説明申し上げます。各費目の中で人件費の補正がございますが、職員の異動に伴うものでございます。

6ページをお開きください。款2 総務費、項1 総務管理費、目4 財産管理費、節13委託料10万円の増は、今年度リース導入する電気自動車のラッピング費用の追加でございます。電気自動車にラッピングを施し、CO₂削減、地球温暖化防止の普及啓発媒体として活用するものでございます。

その下、節15工事請負費142万6,000円の増は、庁舎給水ポンプ更新工事の追加によるものです。庁舎給水ポンプは、庁舎建設以来使用を続けており、老朽化に伴う機能低下が著しく、このたび圧力タンクの破損も確認されたことから、更新を行うものです。

その下、節18備品購入費31万4,000円の追加は、故障しております庁舎屋外時計の購入費の増加でございます。現在と同程度の大きさのものを予定しております。

次の目8 電子計算費、節13委託料1,457万円の追加は、歳入でもご説明申し上げました社会保障・税番号制度の施行に伴うシステム改修費の追加でございます。

その下、節19負担金、補助金及び交付金117万7,000円の追加は、当初予算への計上漏れがございました埼玉県町村情報システム共同化推進協議会会費の追加でございます。

次の項2 徴税費、目1 税務総務費、節1 報酬費5万2,000円の追加は、固定資産評価審査委員会委員報酬の追加でございます。

次の7ページをごらんください。下段、項4 選挙費、目4 県知事選挙費から8ページ、9ページは、今年度に執行いたします埼玉県知事選挙、皆野町議会議員一般選挙、皆野町農業委員会委員一般選挙に係る経費の追加で、総額で1,560万7,000円でございます。

同じく9ページ、最下段、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費1,567万1,000円の増は、主に臨時福祉給付金給付事業に係る経費1,422万3,000円の追加によるものでございます。

11ページをごらんください。款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13委託料、子ども

のための教育・保育委託料500万円の追加及び次の12ページに移りまして、節19負担金、補助及び交付金のうち長時間保育対策事業補助金、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の皆減は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う予算の組み替えでございます。

13ページをごらんください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節14電算システム使用料15万円の増は、農業行政システムに係る経費に一部計上漏れがあったことから増額するものでございます。

14ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目3観光費、節15工事請負費22万9,000円の減は、地域創生・先行型事業として平成26年度補正予算（第7号）に計上いたしました破風山急傾斜総合修繕工事115万8,000円の皆減と三沢八幡大神社観光トイレ浄化槽更新工事92万9,000円の追加によるものでございます。

その下、節19負担金、補助及び交付金492万9,000円の減は、主に道の駅みな加工センター整備費補助金500万円の皆減によるものです。先ほどの破風山急傾斜総合修繕工事費同様、地域創生・先行型事業として平成26年度補正予算（第7号）に計上したことに伴うものでございます。

15ページをごらんください。最下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費263万4,000円の増は、皆野小学校の校舎軒天が落下したため、その修繕費を追加するものでございます。

17ページをお開きください。項5社会教育費、目4総合センター費、節15工事請負費31万円の増は、総合センター会議室Cエアコン更新工事の追加によるものでございます。現在取り付けられているものは平成13年に購入したもので、満足な冷暖房効果が得られないことから、更新するものでございます。

次の項6保健体育費、目2学校給食費、節15工事請負費120万円の増は、調理室等天井塗装、事務室雨漏り修繕工事費の増によるものでございます。熊谷保健所による立入検査の際、当初の施工予定箇所以外にも修繕が必要との指摘があったことから、増額実施するものでございます。

18ページから23ページまでが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成27年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 2点ばかり質問させていただきます。

まず初めに、5ページですけれども、議会費の補正が出ております。私、議会費というのは比較的補正が少ないというふうに理解していたのですけれども、今回この6月補正で799万3,000円という金額が出てきていましたので、ちょっと気になったのですけれども、職員の異動によるものというふうに説明がありましたので、別に3月に退職した職員の分がそのまま、要するに予算計上されていず、この補正予算で新たに予算計上されたというふうに理解はいたしましたけれども、今までに3月末、議会事務局長の立場で退職した職員がいた場合でも、それなりの金額は計上されていて、その後補正をされてきたというふうなことが多かったように思うのですけれども、今回このように、要するに全く最初に計上されずに補正で出てくると、この形になったのはなぜか、ちょっとその説明をいただけたらと思います。

そして、それに関連してなのですが、その下の総務費のほうでも補正額2,270万2,000円の減額補正が出ております。これも職員の異動に関する人件費のことだとは思いますが、これの内容についても同じようにご説明いただけたらと思います。

それから、2点目ですが、11ページ、目1児童福祉総務費、15工事請負費32万4,000円、み～な子ども

公園内墓地造成工事費、17公有財産購入費、み～な子ども公園内墓地購入費が262万3,000円、次のページ、22補償、補填及び賠償金378万円、み～な子ども公園内墳墓改葬補償費ということで、この3点が今み～な子ども公園の中にある墓地の、要するに撤去工事だというふうに思うのですけれども、まず15墓地造成工事費32万4,000円というこの金額の中身を教えてくださいと思います。それから、公有財産購入に関しては、そのまま理解できるのですけれども、補償、補填及び賠償金の墳墓改葬補償費というこのもの、この金額が出るまでの基礎になるような、何か基準のようなものがあるのだとしたらどういうものなのか、その辺についても重ねてお願いいたします。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 9番、大澤議員の質問にお答えをいたします。

議会費並びに総務費、一般管理費の人件費についてのご質問でございますが、当初予算編成の際の人件費の計上について、去年、2年前から若干編成方針を変えております。まず、新採用職員のうち保健師、幼稚園教諭等につきましては、採用時点から配属先が決まっておりますので、配属先に人件費を計上しております。他の新採用職員の人件費につきましては、その時点では配属先が決まっておきませんので、総務費の一般管理費にまとめて計上をしております。なお、退職職員を除き新年度に在職する職員につきましては、予算編成時の際に所属する科目に計上しておき、人事異動の発令があった後、人事異動に沿った補正を最寄りの補正で行うこととし、今回、補正1号でさせていただきました。ご承知のとおり、議会事務局におきましては、前局長が退職をなされたことにより、当初予算には予算計上はございませんが、人事異動の発令に伴い、新局長が農業振興費からこちらへ異動になりましたので、農業振興費を減額し、議会費の人件費を増額させていただきました。ことし9名の新人が採用になったわけですが、そのうち1名は保健師、1名が幼稚園教諭でございますので、残る7名の新入職員を総務費一般管理費の人件費に計上しておりました。これにつきましても、4月1日に所属先が発令をされましたので、そちらの科目に振りかえたことにより、一般管理費の人件費が減額になっているのが理由でございます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 9番、大澤議員からご質問いただきました、11ページから12ページにかけてのみ～な子ども公園内墓地の関連についてお答えをいたします。

初めに、11ページの最下段ですが、17公有財産購入費につきましては、ご質問にありましたとおり、純然たる墓地の土地の購入費でございます。

それから、次のページの12ページ、節22補償、補填及び賠償金、これは今現在ある墳墓の墓地の改葬をするためのいわゆる補償費でございます。補償基準にのっとりまして新たな場所へ設置していただくという費用を見込んでおります。その中には、例えば改葬に伴う葬祭法要、それからいわゆる開眼法要といえますか、新しくできた分の法要分、それから新規の墓地の取得費、あるいは墓地の設置費等を見込んだものでございます。

それから、戻りまして11ページの最後から2行目、節15工事請負費でございますが、今現在ある墓地については、ご協力をいただきまして、地主さんのほうでの費用で補償費の中で撤去していただくということでございます。ただ、あそこに柵がございますので、それらの柵を撤去したり、更地にする費用をこちらの工事請負費で見込んでおります。新たに何かの遊具等を設置するということについては、今回の補正

予算の計上には計上してございません。今現在もまだ新たなものについては決まっております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 総務課長の説明で内容に対しては理解できました。2年前からこの方法でということですので、これからの要するに予算なり補正予算のときの人件費に関してはこのやり方でやるということで、そこがはっきりしたので、これからの参考にしたいと思っております。ありがとうございました。

それから、次に、み～な子ども公園のことなのですが、工事請負費32万4,000円が今ある柵の撤去費用、あと更地にするということなのですが、これからどういう形になるかということはまだ決まっていないのですが、少なくとも要するに芝生を植えるなり、周りとなじむような印象にさせていただいて、これからもあそこは、今でも多くの子供たちが楽しむ場所でありますので、現状をよく見ながら、よりよい楽しい公園にしていっていただくように要望して終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。

まず6ページの総務費のほうですが、4財産管理費の中の18備品購入費、庁舎屋外時計購入費ということなのですが、長いことつけてあって、きょうも外で話をしたところだったのですが、これ先ほどの説明ですと新たなものを購入してつけるということですから、今ある事務局のもの含めて、設備を一旦全部撤去して、新しいものをつけるということなのかと思うのですが、にしてもいい値段だなということで、もう少しお安いのはなかったのかな。当然あったのだとは思いますが、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、15ページ、一番下の小学校費の中で、15工事請負費263万円なのですが、先ほどの説明によりますと、皆野小学校の校舎、軒の裏が早くも何か落ちてということのようなのですが、これこういう事故が起きた時間といいますかね、のはいつなのか、実は全く聞いていなかったものでびっくりしたところなのですが、その原因等については把握しているのかどうか、教えていただきたいと思えます。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 10番、林議員の質問にお答えをいたします。

6ページの款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節18備品購入費の庁舎屋外時計購入費31万4,000円、新しいものにするかのご質問でございますが、今あるものの修理がききませんので、新しいものを購入させていただきます。それで、もっと安いものがないかということでございますが、小さくすれば安くなるのですが、余り小さくなり過ぎますと、やはり駐車場等から見た場合に認識性に欠けますので、今と同程度の大きさをつけさせていただきます。大きさは同じですが、やはりその中でも安価なものを選んでこの値段でございますので、ご了解いただきたいと存じます。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 10番、林議員の質問にお答えいたします。

ページ15ページの小学校費の15工事請負費、小学校の校舎軒天修繕工事の関係ですが、4月25日の土曜日夕方に落下いたしまして、そのときの当直者から、日直者ですか、日直者のほうから電話をいただきまして、夕方見に行きました。当日は中庭で小学生何人か、サッカーの少年とかが遊んでいたのですが、特に当たることなくけがなくよかったのですが、3年生、4年生の校舎から裏の1、2年生の校舎につな

ぐ渡り廊下というのですか、建物、これの建物の軒天、校舎の軒天の部分が石こうボードでできているのですが、これが劣化等により落ちたものでございます。それで、月曜日になりまして、建設業者のほうにお願いして点検をしていただきましたらば、同じような部材が使ってあるところがありまして、その何カ所かやはりずれていたということでございますので、この部分についての修繕費として上げさせていただきます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 時計のほうにつきましては了解いたしました。結構高いものですね。びっくりしてしまうところですが、そういうことであれば何の問題もないかと。

小学校の校舎のほうですが、今月末また当委員会のほうで学校訪問を予定していますので、そのときに詳細については話といたしますか、現物を見たりしておきたいと思いますが、そう古くない、まだ10年たっていない校舎ですので、何でそういうことなのか。これは単純に材料の問題なのか。いろんなことをやっぱり考えていかないといけないのかなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 何点か質問をいたします。

歳入関係からなのですが、3ページの、総務課長のほうから説明がされているのですが、子ども・子育て支援国庫交付金約850万円、同じく子ども・子育て支援国庫交付金約810万円の追加補正だと思うのですが、その下の県補助金においても同額の追加補正がされているかと思えます。関連しまして、県補助金としてありました放課後児童クラブ整備費補助金、これ学童保育所の増設に関係する補助金で当初予算化されているかと思えますが、全額減額ということなのですが、何と申すか、中身の交付金の額の多いほうに振りかえたということだろうと思うのですが、その辺の関連を説明いただきたいと。具体的に学童保育所の増設の整備に関する補助金がどのくらいになるのか、この辺も含めて説明いただきたいというふうに思います。

同じく3ページの、その下の総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで追加で1,152万円の増額補正なのですが、この間、マイナンバー制度の関係だと思うのですが、何人かの議員からもこの件について質問なり意見等が出されております。先日、年金加入者情報がハッカーかサイバー攻撃かわかりませんが、いずれにしましてもコンピューターシステムへの不正侵入によって年金情報が大量に流出したと。そういったことから、マイナンバー制度への不安も大変増大してきているかというふうに思います。また、来年1月から正式にこれが施行されるかと思うのですが、にもかかわらず、今国会の中で銀行の口座なり、またメタボ健診等の医療情報をマイナンバーで管理すると。そういった改正案というか改定案がもう既に今国会で出されているわけなのですが、利用範囲を金融機関なり、また医療分野に一举に拡大すると。あわせて今後、民間部門等へも、例えば今行われている、例えば扶養の申告等についても、全て家族のマイナンバーといたしますか、それを企業のほうへ申告させると。そういったような動きももう既に始まっているようです。そういったことで、大変中小企業等においてはこのマイナンバーも、何と申すか、セキュリティと申すか、その対応等の問題ももう既に大変さが言われておりますが、いずれにしましても、もう既に年金の加入者情報がこのような形で情報流出してしまっていると。そういったことへの不安なり、こうしたことは、もう既にこの間も言われておりますが、成り済ました犯

罪、そういったことへの危険等々、大変このマイナンバー制度自体も大きな問題になっているかというふうに思います。この場でこういった意見を言ってもどうにもならない問題かもわかりませんが、いずれにしても、国会の中でもこのマイナンバー制度については中止すべきだというような動きも出ているようです。私も中止すべきだというふうに考えているのですが、この点について、執行部の考えありましたらお聞きしたいというふうに思います。

そして、それと歳出関係なのですが、6ページになります。たわいもない質問になろうかと思うのですが、項1 総務管理費の目4 財産管理費、節13委託料の公用車のラッピングシール作成施工業務委託料とあるのですが、ラッピングシールというのはどういうものなのか、説明をいただきたいというふうに思います。

同じく6ページなのですが……失礼しました、10ページになりますね、項1 社会福祉費の目1 社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金の臨時福祉給付金1,128万円ということなのですが、対象条件と対象者は何人ぐらいなのか、教えていただきたいと思います。

11ページになりますが、これは先ほど大澤議員のほうからも質問もございましたみ～な子ども公園の関係なのですが、公有財産購入費ということで262万円ということなのですが、見たところ、大分広い面積だなというふうに感じたのですが、恐らくあそこ全部町のほうで購入するということになろうかと思うのですが、どのくらいの面積なのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、15ページになるのですが、15ページの項2 道路橋りょう費の関連質問になります。町のホームページで入札情報等が出されているのですが、この道路新設改良費につきまして、当初予算で箇所づけになっていなかった町道皆野213号線、これの工事の入札が既に終わっているかというふうに思います。この路線については、前年度にはたしか箇所づけになっていたと思うのですが、今年度はなっていないところが改良工事の第1回目の、第1回というか、最初の入札になっていると。この状況に至った経過と、またこうしたことで他の箇所づけになっている道路改良工事費への影響はないのかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

また、入札に関連しまして、これ総務課のほうになろうかと思うのですが、今年度から入札の予定価格が公表されていないというふうに聞いております。ホームページで見ましても、たしか予定価格が公表されておりません。指名業者等には予定価格を教えているのかどうかかわからないのですが、いずれにしても、前年度とは変わった対応がされているかと思うのですが、変えた理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 内海議員のご質問にお答えいたします。

まず、歳入の3ページ、特に学童保育所の建設に係る補助金の歳入でございますけれども、3ページの最下段、民生費県補助金、説明欄中段、下から3行目に、放課後児童クラブ整備費補助金というものがございます。この整備費というものが学童の整備に係る補助金でございます。こういった名称で補助率3分の2で当初予算で計上しておりましたが、名称が変わりますとともに、子ども・子育て支援法に基づく補助制度ができましたので、それが県費と国庫に分かれたという内容でございます。具体的には、ただいま申し上げました1,570万4,000円が分かれまして、その欄の一番下、子ども・子育て支援整備県交付金、県の交付金が3分の1、814万2,000円、その上の中段に民生費国庫補助金がございますが、子ども・子育て支援整備国庫交付金、こちらも同額814万2,000円、これに振り分けて名称が変わったという内容ござい

ます。

それから、歳出の給付金の対象者及び人数でございますが、これは平成25年の国の補正予算によりまして26年度に繰り越して昨年実施をした内容と同じ内容でございます。ただ、加算措置等はありませんでしたが、金額も1万円から今回は6,000円に変更になりまして、対象者は1,880人でございます。掛ける6,000円の計上をさせていただきます。消費税の影響を受ける低所得者世帯に対する給付ということでございますので、住民税非課税世帯以外の方が対象でございます。

それから、11ページのみ～な子ども公園の面積でございますが、ご質問にありましたように、大変用地は広い面積でございます。122平米でございます。それに対する用地購入費でございます。

以上でございます。

〔「マイナンバーは」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 入札に係る予定公表の関係ですが、指名委員会の関係でありますので、私のほうから申し上げます。

入札に係る予定価格ですが、以前は事前公表していました。これによって、その実態が全く工事設計の積算をしないで入札というような状態が生じました。そういうことで、今回からは予定価格は事前公表はしないと。事後公表すると。終わってからするということで、入札のときには積算した内訳表も出してもらうということで、それぞれ入札に指名された業者は、その工事内容についてみずから積算して入札に参加してもらうという形にしました。県内その形が大部分です。

あと、ちょっと追加的に申し上げますが、み～な子ども公園の墓地の移転に絡むのですが、皆野運動公園が開設して30年ぐらいたつと思います。ここへ来て約30年ぶりに完全解決というような形でございますが、ただ、ここにつきましては墓地ということで、地権者、地主さんにおいては、以前から全く反対がなかったということは申し添えます。反対はないのですが、墓地という特殊なものでございまして、移転先の場所、また面積、これについて今回調整が整ったということで申し添えます。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員の質問にお答えいたします。

3ページの国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,152万2,000円でございますが、これにつきましては、総務省所管分、それから厚生労働省所管分、合わせて10のシステムを改修するための経費でございます。それと、このシステムについて、内海議員おっしゃられるとおり、導入の当初から個人情報流出や成り済まし犯罪などが懸念されているということが1点、それからサイバー攻撃に対する安全性の問題等が懸念されておりますので、この安全とその対策のコストの問題を国がしっかり考えていただくようお願いしているところでございます。

次に、6ページのラッピングシールですが、実は私もこれ、ラッピングというのは「包むんかい」というふうに解釈をしておりましたら、昔の話になりますが、トラック野郎でいうところの車に絵を描く、昔はペンキで描いておりましたが、今はカッティングシールで張るということでございます。このカッティングシールを使った、ことし導入いたします電気自動車に張りまして、CO₂の削減の啓蒙普及を図っていくための宣伝をしたいというふうに考えております。これがラッピングでございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 内海議員からの関連質問としまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、こちらにございませんが、15節工事請負費についてご説明いたします。

先ほど来話が出ました町道皆野213号線につきましては、文化会館の裏側の町道でございまして、滝ノ入沢川沿いを水押橋まで行く町道でございまして、この町道につきましては、先ほど議員さんからもお話がありましたとおり、平成26年度当初予算としまして工事請負費を計上してございました。ただ、その後に測量設計、用地調査の立ち会いを行ったところ、一部の地権者の方から同意が得られず、平成26年度一般会計補正予算（第6号）、この編成期の時点では年度末までの完了が見込めないということで、予算の皆減を行っております。ただし、ちょうどその予算の上程が3月12日に行っておりますが、その直前になりまして一部の地権者の方からご同意がいただけまして、今でも緊急車両が通行できない狭隘な道路でございまして、急遽、その15節の全路線対象としまして1,000万円の予算を持っているところなのですが、それを充当しまして今回入札を凶ったところでございまして、理由といたしますと、地権者の同意していただいた方に早く応えて利便性を上げることが1つと、また現在でもあそこは通行が少し難所というか、狭くなっておりまして、通れない状態なのですけれども、み～な子ども公園に行く道路でもございまして、また8月に予定されております秩父音頭まつりのときには町民運動公園からお祭り広場に続く通路となりますので、それまでにあそこの通行を確保したいということで、第1回の入札でお世話になりました。

それで、他の箇所づきの工事箇所の影響が及ぶかということでございまして、先ほど申し上げました全路線対象の1,000万円を充当するというので、今回の契約が現在475万2,000円でございますので、他の箇所づきの道路改良には影響はないものと考えております。

また、ほかにも継続して用地交渉をしているところがございまして、あるいは違う路線でまた急遽用地交渉を継続して地権者の方の同意が得られた場合には、この全路線対象を使いまして工事を施行させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

今、長島課長のほうから213号線の説明をいただいたのですが、工事費が475万円ということでありますので、恐らく距離はあそこ結構長いと思っておりますので、どちらから工事するかわかりませんが、何メートルぐらい、まあ半分までいくのか、その工事の距離ですね。わかりましたら、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 確かな数字というのは今つかんではございませんが、文化会館側から滝ノ入沢川の対岸に住宅がございまして、あそこを過ぎる箇所の先まで拡幅工事をしまして、住宅が密集している箇所のところまでは工事を施工したいと考えております。その先にまた通行を確保するようなことをこれから講じていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

それと、ちょっと落としてしまったのですが……その前に、学童保育所の整備費の補助金の関係なので

すが、ということになりますと、国と県の交付金を合わせてざっと1,628万円ぐらいの建設の補助というふう理解してよろしいのかどうか。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 1,628万4,000円の補助金申請をしております。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 落とした点なのですが、12ページの項2児童福祉費、目1児童福祉費、節19負担金、補助及び交付金の関係、子育て世帯の臨時特別給付金の関係なのですが、369万円。これも臨時福祉給付金等の消費税絡みの関係だと思うのですが、この対象条件と対象者についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田 実議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 子育て世帯臨時特例給付金につきましても、先ほどの臨時福祉給付金と同様に、今年度も行われるということでございます。該当者が1,230人、金額につきましては少なくなっておりますが、3,000円の給付を計上しております。

以上でございます。

〔「了解しました、いいです」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） はい。

他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 15ページ、款10教育費、項2小学校費、先ほど林議員ですか、ちょっと触れられていましたけれども、私もこの学校管理費の皆野小学校の軒天修繕工事についてちょっと聞かせてください。この金額を見ますと、相当な面積を修繕されるのかなという感じを持ちますけれども、小学校、当然建築物定期検査を受けておられたと思うのですけれども、今回どのような感じでどのような面積の軒天が落下したのか、およそ軒天が落下するなんていうことは地震とか強風が一般的なわけで、原因もその辺のところであつたのか、まずその辺のところ。

続いて、では、聞かせてください。

○議長（四方田 実議員） それ1点だけ。

○1番（小杉修一議員） いや、続いていいですか。

○議長（四方田 実議員） 一通りやってください。

○1番（小杉修一議員） 一通り、はい。

そうしますと、今回その原因でもってある程度の対策を立てる。そうすると、恐らく相当な面積を修繕するとなると、一日、二日では終わらないとなれば、今予算計上しておいて夏休みなんかに足場を大々的に組んで工事をされるようなことが推測されるのですが、それまでの間、保安措置的なものがとられているのか。実際その予定の時期を含めて、その辺のところ。

あと、今さっきその原因糾明のところ、どのような人がそれを見に行ったか。設計者、施工者、その辺のところも果たして立ち会ったものなのか、そのところをちょっとお聞かせください。

○議長（四方田 実議員） ほかのページはないですね。

○1番（小杉修一議員） はい、ないです。

○議長（四方田 実議員） その1点ね。

○1番（小杉修一議員） はい。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 小杉議員のご質問にお答えいたします。

今回落ちたのは、軒天の端なのですが、ちょうど畳1枚の半分ぐらいですか、の板が落ちています。それで、先ほども申しましたが、月曜日以降調査をしていただきましたらば、反対側のほうの角等もやはりずれているというような感じも受けました。それで、今回一応直すのは大体43平米ぐらい。それで、小杉議員ご質問のとおり、やはり5メートルから高いものですから、足場等設置しないと直せないということでございます。それなので、通常学校等もありますので、夏季休業中に直したいと思っております。それで、現在については、テープ等張って子供が入らないようにしております。補正等通りましたらば、至急フェンス等張って安全の確保には努めたいと思っております。

以上でございます。

〔「あと、原因調査、メンバー」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 誰がめつけた。前の質問の続きです。

○教育次長（高橋 修） この原因調査ですか。

〔「ああ、いや、今聞きました」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） はい、前の続きだからどうぞ。

○教育次長（高橋 修） 学校建設業者の高橋組さんをお願いいたしました。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） そういう意味でいいのかな。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 高橋組は施工者ですね。設計者は立ち会わなかったわけですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 小杉議員の再質問にお答えいたします。

設計者については、特に立ち会っておりません。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのとき、やむなく落ちてはいけない天井が落ちて、けがはなかったのですけれども、絶対落ちていけないものが畳1枚の大きさで、約、落ちたとなると、大変なことだったのですけれども、その施工者である高橋組が見に行き、何と言ったのでしょうかね、風の影響だって言われましたかね。実際に風の影響というのが一番落下の原因で考えられるのかと思うのですけれども、石こうボードと言っていましたけれども、恐らくケイカル板というのが、外部ですので、使われているわけで、あれが割かしそうっとしておけばもつのですけれども、やっぱりセメントの2次製品なので、揺れとかそういった強風なんかだと、押さえているビスのところは欠けてしまえばもうだめで、これでの落下が推測されてしまうのかなというところで、なってしまったのだから直すしかないのですけれども、この金額割かしいいものですから、そうすると今度は全体を直すという感じでよろしいのですか。

○議長（四方田 実議員） 教育次長。

○教育次長（高橋 修） 小杉議員のおっしゃるとおりでございます。建設して10年たっております。風、それから雨等による、下からビスでとまっているのですけれども、そこのやはり漏れで落ちたという形で聞いております。今回は、足場を組みまして全体を補修するという形で考えております。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番(小杉修一議員) そうすると、全体が四十何平米、足場が5メートルからのものがかなりの範囲で、軒天で四十何メートルというと、まあ30メートル、40メートル近い延長距離が出てくるのかもしれないのですけれども、そうすると、いろいろかかるものかもしれないのですけれども。同じようにやったのだと、また数年たつと同じおそれがあるのですけれども、この前、東日本大震災があって一般の天井に対して非常に施工方法が厳しく規定されたのですけれども、結局下地がそのようなもの、軽天材というものを使ってまたやり直すのかと思うのですけれども、その辺のところは取り入れてもらえるのでしょうか。

○議長(四方田 実議員) 最後になりますから、その後聞きたいことがあったら続けて言ってしまってください。

○1番(小杉修一議員) そんなところで結構です。

○議長(四方田 実議員) 教育次長。

○教育次長(高橋 修) 足場については大体435平米、一応見積もりとったのが出てきております。修繕の方法については、また詳しくはちょっと聞いておりませんが、実際やりましたら、またその辺についてはしっかりとお話をして直したいと思っております。

以上でございます。

〔「では、最後になります」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) はい。

○1番(小杉修一議員) 435平米の足場って、こういう工事って足場はかなり食われてしまうので、実際やむを得ないのですけれども、実際にその足場でもってやる工事に関しては、また次を考えて最善の方法でよく見てもらって施工していただけたらいいのかと思います。どうもありがとうございました。

○議長(四方田 実議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長(四方田 実議員) 日程第7、議案第23号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 議案第23号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

秩父広域市町村圏組合が共同処理する事務に水道事業の経営に関することを加えるほか、語句の整合を図るため協議したいので、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するものであります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 議案第23号 秩父広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更につきましてご説明を申し上げます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。初めに、第3条でございます。同条第8号の知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、組合市町が処理することとされた事務に、イとして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務がございます。これを同条で別表第61項の規定にあわせて字句の整合を図るために変更するものでございます。

同じく第3条でございますが、第10条として、水道事業の経営に関する事務を新たに加えるものでございます。

次に、第19条でございますが、組合の経費の支弁方法等の変更でございます。これは、第1項及び第2項を1つの項にまとめ第1項とし、新たに設ける第2項及び第3項で水道事業に係る経費の支弁方法等を規定するもので、水道事業に係る経費は、当該水道事業に係る料金、企業債、補助金、支出金、負担金、その他の収入をもって充て、補助金、支出金及び負担金の負担割合は組合市町の協議により定めることとしたいものでございます。

次のページの別表中の「負担区分」を「負担割合」に変更し、同表に現行第2項で規定している負担割合、均等割25%、人口割75%を規定するものでございます。

改正文の1ページに戻ります。この規約につきましては、附則において、第1項で平成28年4月1日から施行し、第2項で水道事業の経営に関する事務に必要な準備行為を、この規約の施行前においても埼玉県知事の許可のあった日から行うことができるものとし、第3項で秩父市水道事業、横瀬町水道事業、小鹿野町水道事業及び皆野・長瀬上下水道組合水道事業の経営に関する事務並びに当該水道事業に係る財産及び権利義務を平成28年4月1日に組合が承継することとしたいものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一です。

組合の経費が今度主なところで均等割、人口割で負担するというように書かれたところがぼっと消えまして、協議により定めるといのは、これ何か、今締結されたにも、その方向で1市4町が締結されて進んでいるわけですが、何かこの辺で柔軟性を持たせておかないとちょっと都合の悪いところがあるのかなと推測してしまうのですけれども、これ協議はどのような協議が行われそうなのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 1番、小杉議員の質問にお答えをいたします。

均等割25%、人口割75%につきましては、別表に規定することで改められたものでございまして、この均等割、人口割が削除になったわけではございません。

それから、経費の負担でございますが、水道事業につきましては、公営企業会計で行うことから、改正後の規約第19条第3項の規定により、組合市町の協議により定めることとなっております。今、私の時点では、どういう協議をするかについては承知をしておりませんので、ここまでの回答とさせていただきます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そのような答弁で、今ある、ちょっと何か言われているような感じが吸収できて、またまとまってくるのかなという感じを持っていますけれども、わかりました。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 皆野町議会においては、この議案については可決されると思うのですが、1市4町の秩父地域の水道事業の統合という関係でございしますので、例えば附則の3のところに関連して、この議案がある議会で否決された場合、どのような流れになるのか。

○議長（四方田 実議員） 総務課長。

○総務課長（川田稔久） 12番、内海議員のご質問にお答えいたします。

改めて、どのような進め方をするのか、協議の場を持つということでございます。

○議長（四方田 実議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ということは、どうなるかわかりませんが、再提案というか、ということも考えられるということですかね。議案の再提案といいますか、例えばあるところについては外した形で提案するのか、そういったことを改めて検討するということは、そういうことを含んでいるということですか。

〔「まあいいです、いいです」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員の質問でございますが、そもそも各1市4町がもう協定を締結しました。

その前提で否決は想定しておりません。

○議長（四方田 実議員） よろしいですか。

○12番（内海勝男議員） いいです。

○議長（四方田 実議員） はい。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

- 議長（四方田 実議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。この際、承認第2号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。
よって、承認第2号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（四方田 実議員） 追加日程第1、議案承認第2号 専決処分の承認を求むることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

- 副町長（土屋良彦） 承認第2号 専決処分の承認を求むることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町税条例等の一部を改正することが必要となり、急を要するため、専決処分をしたものでございます。

地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（四方田 実議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。
税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

- 税務課長（豊田昭夫） 承認第2号 専決処分の承認を求むることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例について）、内容をご説明申し上げます。

平成27年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実にするとともに、地方創生に取り組むため、ふるさと納税の拡充、ワンストップ特例の創設等のため、税制上の措置、軽自動車税のグリーン化特例の導入など、地方税法等の一部の改正が行われました。

今回の皆野町税条例の改正の主なもの、法人住民税均等割の税率区分の基準の見直し、個人住民税の住宅ローン減税の対象期間の延長、固定資産税等の負担調整措置の延長、町たばこ税の特例率の廃止、軽

自動車税、2輪車等の税率引き上げの延期でございます。改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。

なお、説明に当たりまして、根拠法令等の改正による条例のずれ等につきましては、改正内容に影響はないものにつきましては説明を省略させていただくこととございますので、あらかじめご了承ください。

新旧対照表1ページをお開きください。第1条による改正でございます。皆野町税条例の一部を改正する条例についてでございます。第2条は、通則で用語の意義を規定してございます。第3号で納付書、第4号では納入書を定義しております。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法（マイナンバー法）と呼ばれているものです。その改正に伴う所要の規定の整備でございます。

2ページをお開きください。第23条第2項は、町民税の納税義務者等を規定しておりますが、法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下す形式にする規定の整備でございます。

同じく2ページ下段から3ページをごらんください。第31条は、法人町民税の均等割の税率を規定してございます。法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴い、所要の整備をするものでございます。現行の税率区分の基準である資本金等の額に、無償増資、無償減資等の金額を加減算をする措置を講ずるとともに、資本金等の額が資本金と資本金準備金の合計を下回る場合、資本準備金と資本金の合計の額を基準とするものでございます。

4ページをお開きください。第33条第2項は、個人住民税の所得割の課税標準を規定してございます。所得税における国外転出時課税の創設に伴い、当該譲渡所得につきましては、所得税法の計算の例によらないものとする規定の整備でございます。

同じく4ページ下段から次の5ページに続く第36条の2は、町民税の申告を規定してございます。ここでは法人番号の規定を整備するものでございます。

5ページ下段をごらんください。第48条第6項の法人の町民税の申告納付の、次のページ、6ページの第50条第3項の法人町民税に係る不足税額の納付手続は、法人税法改正に伴う規定の整備でございます。

7ページをごらんください。第51条第2項、町県民税の減免から15ページの149条までは、個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。

17ページをごらんください。中段、附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、住宅ローンでございますが、を規定してございます。居住の用に供した年が平成29年12月31日までとしておったものを平成31年6月30日までと適用の期限を延長するものでございます。

18ページをお開きください。附則第9条並びに次の19ページの附則第9条の2は、個人町民税の寄附金控除額に係る申告の特例で、ふるさと納税のワンストップ特例を創設した規定です。確定申告の不要な給与所得の人がふるさと納税を行う場合、納税先の自治体へ申請を行い、その納税先の自治体が納税者の住所の所在地とする市町村へ補助申請を代行することで個人住民税の控除を受けることとなります。また、地方税法の改正により、住民税の約1割だった控除の上限額が約2割に拡充されました。

19ページをごらんください。下段、附則第10条の2は、地域決定型・地方税制特例措置、通称わが町特例の創設に伴い、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置を規定してございます。平成27年4月1日から平成29年3月31日までに新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録されましたサービスつき高齢者向け住宅で、家屋の固定資産税を新築後5年間、3分の2を減額するものでございます。

20ページをお開きいただきます。附則第10条の3から23ページの附則第10条の3第9項までは、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を規定してございます。個人番号または法人番号の規定を整備するものでございます。

23ページ下段、附則第11条の2から28ページ、附則第15条は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義を規定してございます。土地の負担調整措置を現行の仕組みのままで3年間延長するというものでございます。負担調整措置は宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇することによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みとなつてございます。また、据え置き措置として、簡易的な方法で下落修正ができる特例措置も継続となつてございます。

29ページをごらんください。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を規定してございます。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4人車等で、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の小さなものにつきて、平成28年分の税率を軽減するグリーン化特例の適用がされます。

附則第16条第1項、中段の表をごらんください。法附則第30条第1項は、電気自動車等を規定し、中欄は標準税率、右欄につきては軽課された税率になります。1段目は3輪の軽自動車で標準税率3,900円が軽課され1,000円に、2段目は4輪の乗用・営業用で6,900円が1,800円に、3段目は4輪の乗用・自家用で1万800円が2,700円に、4段目は4輪の貨物・営業用で3,800円が1,000円に、5段目は4輪の貨物・自家用で5,000円が1,300円に軽課されるものでございます。

ただいまの表の下、附則第16条第2項、下段の表をごらんください。この表は、次の30ページへ続きます。法附則第30条第2項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成車を規定し、先ほど同様に中欄は標準税率、右欄につきては軽課される税率となっております。1段目は3輪の軽自動車で3,900円が2,000円に、2段目は4輪車の乗用・営業用で6,900円が3,500円に、1枚おめくりいただきまして、30ページをごらんください。1段目は4輪の乗用・自家用で1万800円が5,400円に、2段目は4輪の貨物・営業用で3,800円が1,900円に、3段目は4輪の貨物・自家用で5,000円が2,500円に軽課されます。

附則第16条第3項、中欄の表をごらんください。法附則第30条第3項は、平成32年度燃費基準達成車を規定してございます。同じく中欄は標準税率、右欄につきては軽課される税額です。1段目は3輪の軽自動車税で3,900円が3,000円に、2段目は4輪自動車・営業用で6,900円が5,200円に、3段目は4輪乗用・自家用で1万800円が8,100円に、4段目は4輪貨物・営業用で3,800円が2,900円に、5段目は4輪の貨物・自家用で5,000円が3,800円に軽課されます。

同じく30ページ下段をごらんください。附則第16条の2は、旧3級品の製造たばこの税率の特例を規定してございます。削除し、特例税率を廃止するものです。旧3級品は、エコー、わかば、新生、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄となつてございます。

改正条例の10ページにお戻りいただきます。10ページ上段をごらんください。たばこ税に関する経過措置としまして、平成28年度から段階的に廃止するものです。現行の税率1,000本につき2,495円を、平成28年4月から2,925円に、平成29年4月から3,355円に、平成30年4月からは4,000円に、平成31年4月からは5,262円となり、一般品の税率と同じくなります。

また、新旧対照表にお戻りいただきまして、第1条による改正、最終ページ32ページの次、第2条による改正でございます。1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんいただきます。附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定してございます。平成26年度税制改正によりまして、平成27年度分から

適用することとされていた原動機付自転車及び2輪等に係る税率でございますが、適用期間を1年延長し、平成28年度分から適用するという内容でございます。

同じく3ページ、附則第6条は、先ほどの軽自動車税のグリーン化特例の規定を整備してございます。

以上で、承認第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） いろいろ変わってよくわからないのですけれども、これはかみ砕いて教えてもらいたいのですけれども、なぜこんなことになったのでしょうか。1回改正されて予定されていたのを何かまたわざわざ変えているのかなという気がしてしまうのですけれども、それはなぜでしょうかというところです。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 1番、小杉議員からのご質問でございます。軽自動車税の改正でございますが、昨年度、平成26年度の税制改正によりまして、原動機付自転車50cc、50ccを超え90cc、90ccを超え125cc、あとミニカー、さらには農耕作業用の自動車でございますが、そちらのほうにつきまして27年度から上げるという形だったわけですが、今回のグリーン化特例の影響によりまして、急遽1年延長して28年度から改正するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうすると、全体的には減額的な恩恵を受ける感じに捉えられるような気がするのですけれども、そんな方向ですか。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） ただいま説明申し上げました主な内容としますと、法人町民税、均等割の税率の基準の見直しが行われたわけですが、これにつきましては、全体としますと減税の内容になります。さらには、ふるさと納税におきます特例控除でございますが、こちらにつきましても、現行の限度額が1割だったわけですが、2割になりますので、こちらにつきましても減税という形になろうかと思えます。

また、わが町特例によりまして導入されました高齢者向けの賃貸住宅が建設された場合でございますけれども、やはり5年間の軽減する特例措置ということで、減税になろうかと思えます。

4輪等のグリーン化特例、軽課でございますが、こちらにつきましては、平成28年度の課税分等減税しておりますので、それほど大きな減税になるとは思われないものです。

たばこ税の旧3級品の軽減の見直しでございますが、徐々に一般品の税率に合わせるという内容でございますので、こちらのほうにつきましては増税のような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） いずれにしても、我々、私を含め多くの人がこれ、多分町民も大変わからないし、説明も大変なのだと思いますので、多少大変なのだと思いますけれども、税務課長よく頑張ってください、スムーズにこれを実行していただく以外にないかなと思うので、ひとつよろしくお願いいたしますということで、よろしくお願いいたします。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 実は私も小杉議員と同じように、これを読んだときに、何と何と何が変わるのだろうかというのがとても理解に苦しんでいるので、税務課長、申しわけないのですけれども、私が言ったのと、あと抜けていたら言ってください。今回、この中に書いてあるのはふるさと納税に対する変更ですよ。ふるさと納税、それから軽自動車税のグリーン化特例、それから法人税の均等割が変更になる。それから、町たばこ税が増税、それからわが町特例というので5年間の減税ですけれども、これで5点ですか、これでよろしいのでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） 今回用意させてもらったのは全てでございます。

〔「これで」と言う人あり〕

○税務課長（豊田昭夫） ええ。また、今回見送った内容もございます。内容としますと、平成28年4月1日から施行となります徴収の猶予に関する法律が国税の国税徴収法と同様に変わってございます。こちらにつきましても、町独自の率等を加えることから、今回は見送りまして、12月議会にでも提出をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（四方田 実議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） ちょっと私もお聞きしたいなと思ひまして、自分に関係することしか聞きませんから、よろしく願いいたします。

簡単にというか、1番は、1つは、ふるさと納税がしやすくなって、なおかつ限度額が上がったということ。それと、軽自動車に関する税金がことしから増額される予定だったように聞いていたのですけれども、来年度に延びたと。この2点を確認したいのですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（四方田 実議員） 税務課長。

○税務課長（豊田昭夫） ふるさと納税につきましては、ワンストップ特例ということで、スピーディーな形で、給与所得者等の限定という形になるかとは思いますが、手続が簡素化された。さらには、先ほどの内容で、1割だった上限額が2割に上がったということで減税になるかと思ひます。

軽自動車税につきましても、グリーン化特例は1年でございますけれども、減税されると。さらには、ことし4月1日から税額を上げるべきとしたものを1年保留させていただきましたので、減税になっておるかと思ひます。よろしく願いいたします。

〔「ありがとうございます。結構です」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正することが必要となり、急を要するため、専決処分をしたものでございます。

地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、内容をご説明申し上げます。

平成27年度税制改正におきまして国民健康保険税の一部が改正されましたので、今回の改正は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げと低所得者の国民健康保険税の税率軽減判定所得の見直しが行われました。

改正条例の次に新旧対照を添付してございます。ごらんいただきます。新旧対照表1ページをお開きください。第2条は、課税額について規定してございます。第2項は、基準課税額の課税限度額を規定し、その額を「51万円」から「52万円」に引き上げるもので、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を規定し、その額を「16万円」から「17万円」に引き上げるものでございます。次の第4項は、介護納付金課税額の限度額を規定してございます。1枚おめくりいただきまして、2ページの上段をごらんください。介護納付金課税額とその限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げるというものでございます。

2ページ、第21条をごらんください。第21条は、国民健康保険税の減額を規定しております。先ほど第

2条で説明いたしました減額の上限を課税額の限度額と同様に改正するものでございます。また、同条第2項は、4割軽減世帯につきまして規定してございます。軽減判定所得の基準において、被保険者の数に乘すべき金額を「24万5,000円」から「26万円」に引き上げるもので、国民健康保険税軽減対象となる範囲が拡大されました。

続いて、次のページ、附則第3条による改正でございます。1枚おめくりいただき、3ページの中段をごらんください。第2号附則第14項は、租税条約適用範囲等にかかわる国民健康保険税の課税の特例を規定してございます。租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の3に基づきまして、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改めるものでございます。

施行期日を改めるもので、平成28年1月1日施行とするものでございます。

以上で、承認第3号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田 実議員） 追加日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度皆野町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

副町長に提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めるとは、平成27年3月31日付で行った平成26年度皆野町一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,753万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,520万1,000円とするものです。

主なものは、交付税確定等に基づく歳入の調整のほか、減債基金積立金の増及び繰越明許費の補正でござ

ざいます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久） 専決処分をいたしました平成26年度皆野町一般会計補正予算（第8号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。4ページをごらんください。4ページ、第2表、繰越明許費補正、経営体育成支援事業の追加は、平成26年2月の大雪で被災した農業者への支援金の一部を平成27年度に繰り越すものでございます。

水色の仕切りから次が歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。事項別明細書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款2地方譲与税から、次の4ページ、款11交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の決定による補正でございます。主なものは、4ページ中段、款10地方交付税、特別交付税1,527万3,000円の増でございます。

次の5ページ、款20諸収入、項5雑入、目1雑入、その他の雑入502万5,000円の増は、応急仮設住宅購入先の変更に伴う従前事業者からの違約金の返還及び消防団員に係る療養補償費等の受け入れによるものでございます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。6ページをごらんください。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費56万3,000円の追加は、消防団員への療養補償費等の支給に係るものでございます。

最下段、款13諸支出金、項2基金費、目2減債基金費1,758万7,000円の追加は、地方財政法の規定に基づき基金への積み立てを行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度皆野町一般会計補正予算（第8号）の説明といたします。

○議長（四方田 実議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。



◎陳情の審査

○議長（四方田 実議員） 追加日程第4、陳情の審査を行います。

本定例会に提出された陳情は1件で、お手元にご配付いたしました陳情文書表のとおりであります。



◎陳情第2号の上程、報告

○議長（四方田 実議員） 追加日程第5、陳情第2号 「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を政府に求める意見書（案）」の趣旨の意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

陳情第2号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、報告をいたします。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第6、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申し出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申し出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田 実議員） 追加日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたしま

す。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申し出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田 実議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎発言の訂正

○議長（四方田 実議員） なお、先ほど承認第2号の際に、私、発言を追加日程第1のときに「議案承認第2号」というように申し上げたかと思いますが、これを訂正させていただきますので、「承認第2号」とさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。



◎閉会について

○議長（四方田 実議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（四方田 実議員） これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

議 長 四 方 田 実

署 名 議 員 宮 前 司

署 名 議 員 常 山 知 子